

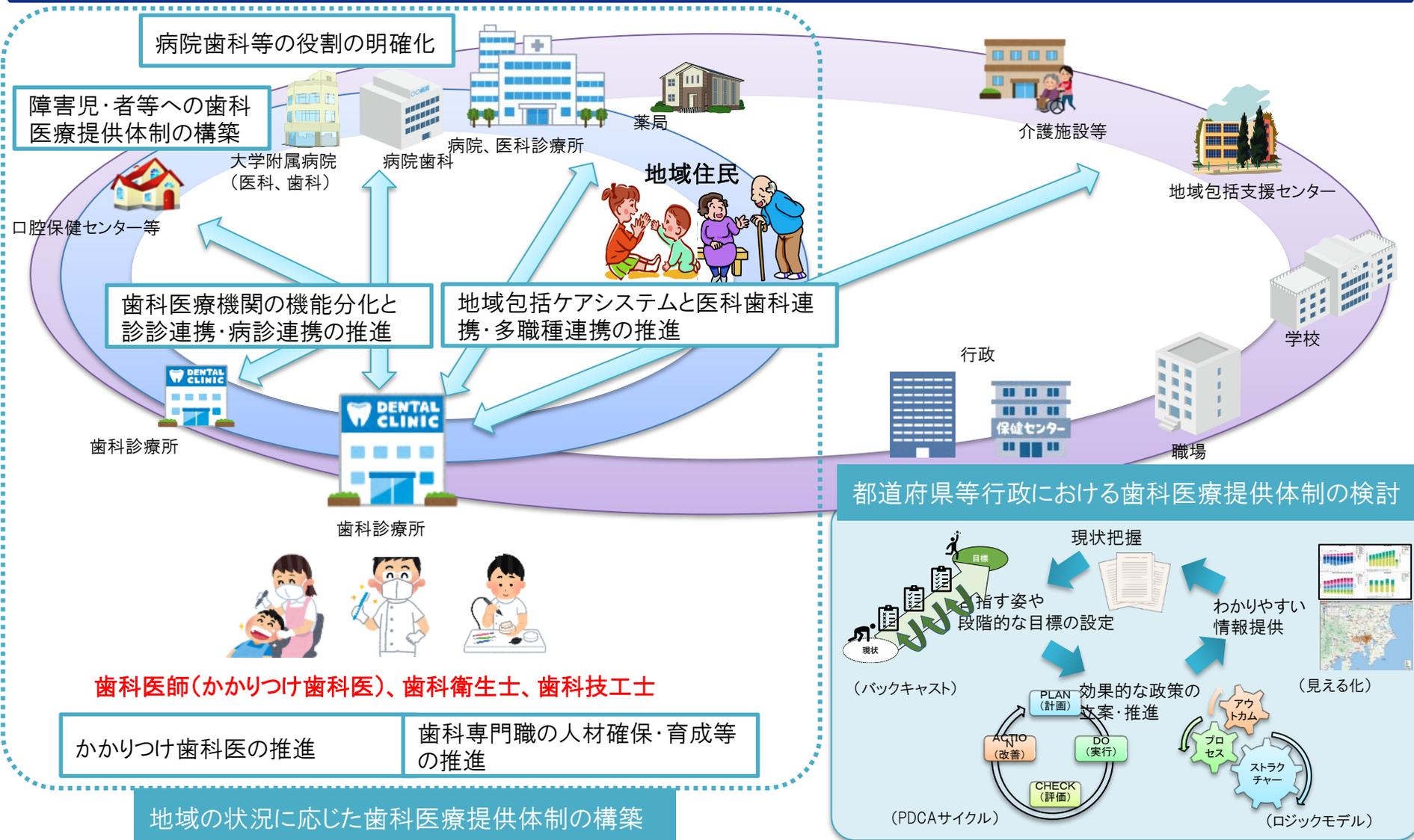
現状と今後の検討の進め方について

1. 歯科技工を取り巻く状況
2. 歯科技工（歯科技工士、歯科技工所等）に関する状況
3. 近年の歯科技工士の業務等に係る検討状況
4. 現状のまとめと今後の検討の進め方

- 1. 歯科技工を取り巻く状況**
2. 歯科技工（歯科技工士、歯科技工所等）に関する状況
3. 近年の歯科技工士の業務等に係る検討状況
4. 現状のまとめと今後の検討の進め方

これからの歯科医療の提供体制の構築に関して

- 少子高齢化による人口構成の変化や歯科疾患の罹患状況の変化、医療や介護等における歯科保健医療に対するニーズの多様化等により、歯科保健医療を取り巻く状況が大きく変化している状況に対応するため、地域の状況に応じた歯科医療提供体制を構築することが求められている。
- これらを踏まえ、歯科医療の提供体制の構築等に関して、総合的に議論を行い、とりまとめられたもの。



(1) かかりつけ歯科医の役割

- 住民・患者ニーズへのきめ細やかな対応、切れ目のない提供体制の確保、他職種との連携の確保
- 訪問歯科診療や障害児・者への対応、患者の基礎疾患や認知症の有無、多剤服用に係る状況等への理解、ライフステージに応じた歯科疾患の予防や口腔の管理への対応
- かかりつけ歯科医を持つことができる歯科医療提供体制の構築や、かかりつけ歯科医を持つ意義についての普及啓発等の推進
- 新興感染症発生・拡大時における歯科医療提供体制の整備

(2) 歯科医療機関の機能分化と連携

- 各歯科医療機関の機能の把握・見える化の推進
- 国民・患者からの多様化するニーズへの対応や高い専門性を有することが求められるため、診診連携・病診連携の推進により、地域においてカバーできる体制づくりの必要性
- ICTの利活用等の推進
- 歯科医療資源に応じた機能分化や連携の在り方等、地域特性に応じた歯科医療提供体制の構築の検討

(3) 病院歯科等の役割

- それぞれの地域における役割の明確化
- 歯科医療従事者の配置状況や機能等の把握・分析
- 果たす役割を認識し、歯科診療所等との連携の推進
- 医科歯科連携の推進（入院患者等に対する口腔の管理等）
- 歯科医療資源の再構成による機能分化や連携体制の構築等、既存の歯科診療所や有床診療所等の効果的な活用について併せて検討することの重要性

(4) 地域包括ケアシステムにおける医科歯科連携・多職種連携

- 他職種の口腔の管理への関心を高めるため、他職種からの歯科医療に対するニーズを把握し、相互理解を深めることの重要性
- 対応が可能な歯科医療機関の機能を含めた歯科医療資源の見える化
- 他職種等に対し、口腔に関する理解を深めてもらうため、学部・専門分野の教育の段階から、口腔の管理の重要性等を学ぶ機会の充実
- 人生の最終段階における口腔の管理に対する歯科専門職が関与することの重要性

(5) 障害児・者等への歯科医療提供体制

- 障害の内容や重度別の分析に加え、対応が可能な歯科医療機関の機能の見える化
- いわゆる口腔保健センターや規模・特性の多様化を踏まえた歯科診療所に求められる役割の整理
- ハード（設備整備等）及びソフト（人材育成、多職種連携等）の両面での取組の充実
- 医療的ケア児を含め障害児・者等が、地域の歯科医療ネットワーク等、地域で支えられ歯科医療を受けることができる歯科医療提供体制の構築

(6) 歯科専門職種の人材確保・育成等

- 歯科専門職が健康に働き続けることのできる環境を整備することの重要性
- 学部教育から臨床研修、生涯研修におけるシームレスな歯科医師育成
- 円滑な多職種連携の推進のため、学部教育の段階から他職種の役割等を継続的に学び、交流を行いながら理解を促進
- 歯科衛生士及び歯科技工士の確保（人材確保、職場環境の整備等）
- 行政、教育機関、関係団体や関係学会等が特性を活かし合い、連携しながら、知識や技術をスキルアップするための取組の実施

(7) 都道府県等行政における歯科医療提供体制の検討の進め方について

- 地域ごとの歯科医療資源や住民ニーズの把握・見える化、PDCAサイクルに基づく取組の推進、計画的な評価の実施
- 歯科医療提供体制の目指す姿を設定し、バックキャストで考えることの重要性
- 地域の関係団体等と連携し、目指す姿や目標等の共通認識を深めながら取り組むことの重要性

歯科医療提供体制等に関する検討会 中間とりまとめ

(3 これからの歯科医療の提供体制について (6) 歯科専門職の人材確保・育成等)

3 これからの歯科医療の提供体制について (6) 歯科専門職の人材確保・育成等

※歯科技工士が主に関連する部分を抜粋

- **歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士の需給の課題は、地域によって異なるため、行政等はその実態把握を行ったうえで、具体的な対応策を検討することが重要である。**その際、各地域の人口減少、外来受療できなくなる住民の増加等や、歯科医師等の年齢構成や働き方、労働環境、地域偏在等を含め、これからの歯科医療提供体制のあるべき姿を踏まえ、どのような対応を行うべきか検討することも重要である。
- 就業歯科技工士数については、近年、横ばいであるものの、50歳以上の者の割合は増加傾向にあり、令和2年時点で50%を超えている。また、若い世代で離職するケースも比較的多く、**人材確保や職場環境等の整備が課題となっている。**
- **在宅歯科医療において有床義歯の修理等が必要な場合に、その場で対応できるよう、歯科技工士を帯同して診療を行う等、歯科医師と歯科技工士の連携を一層推進する観点等から、その業務のあり方について検討を行う必要性が指摘されている。**一方で、歯科技工士の教育において、臨床現場での対応、地域包括ケアシステムをはじめとした公衆衛生に関する教育は必ずしも十分には行われていない。今後も、歯科技工士の業務のあり方等について、必要な教育内容等も含め、検討することが必要である。

令和3年度歯科医師臨床研修制度改革について

- 歯科医師臨床研修の到達目標の中に「歯科技工士の役割を理解し、連携を図る」が盛り込まれた。

歯科医師臨床研修の到達目標の見直し

A. 歯科医師としての基本的価値観

(略)

B. 資質・能力

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

C. 基本的診療業務

(略)

<骨太の方針> 経済財政運営と改革の基本方針

「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月21日閣議決定) (抜粋)

全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の活用と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組の推進、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医歯薬連携を始めとする**多職種間の連携**、歯科衛生士・**歯科技工士等の人材確保**の必要性を踏まえた対応、歯科領域におけるICTの活用の推進、各分野等における歯科医師の適切な配置の推進により、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとともに、有効性・安全性が認められた新技術・新材料の保険導入を推進する。

(参考)「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定) (抜粋)

リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の連携・推進を図る。全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積・活用と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応、歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。また、市場価格に左右されない歯科用材料の導入を推進する。

一般社団法人日本歯科専門医機構における歯科専門医の検討状況

第18回医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会
(令和3年7月8日) 資料2-1(一部改変)

日本歯科専門医機構の設立経緯

- 2005年～ 日本歯科医学会において歯科専門医制度の検討
- 2015年 厚生労働省において「歯科医療の専門性に関するワーキンググループ」を設置
- 2016年 5月 「歯科医療の専門性に関するワーキンググループ」において方向性とまとめ
11月 「歯科医師の資質向上等に関する検討会」においてWGの議論を踏まえた論点整理
- 2017年 日本歯科医師会、日本歯科医学会連合等による「歯科専門性に関する協議会」設置
- 2018年 一般社団法人日本歯科専門医機構設立

専門医制度認証の仕組み

- 各専門医制度の構築(専門研修カリキュラム、専門研修教育、専門医資格等の認定や更新の審査・認定に係る制度設計等)は、各領域学会で行う。
- **日本歯科専門医機構は、各学会の制度の基本的要件・基準の設定等について、中立・公正に審査し、各学会の専門医制度及び専門医・研修施設等の評価・認定と認証を行う。**

歯科における専門領域の考え方

- 専門医の診療領域については、大学の講座(分野)に準じたものを基本とし、サブスペシャリティーについては今後の検討課題とする。
- 地域歯科医療における多職種連携、訪問歯科診療、ハイリスク患者の歯科診療などを総合的かつ専門的に行い歯科医師を認定する「総合歯科専門医(仮称)」制度を構築する。
- 以上の方針から、以下の**10基本領域について、専門医制度の領域の認定を行っているところ。**

- ① 日本歯科専門医機構における領域の認定を終え、現在広告可能な領域
口腔外科、歯周病、歯科麻酔、小児歯科、歯科放射線、補綴歯科、歯科保存、矯正歯科【※】
- ② 専門医像や専門領域について、関係学会間で協議の上、検討を行っている領域
インプラント歯科、総合歯科(名称はいずれも仮称)

【※】「口腔外科」「歯周病」「歯科麻酔」「小児歯科」「歯科放射線」: 令和3年告示改正前から広告可能な領域
「補綴歯科」: 令和5年5月に日本歯科専門医機構において領域を認定。
「歯科保存」「歯科矯正」: 令和6年6月に日本歯科専門医機構において領域を認定。

美容医療サービスに関する消費者トラブルの相談件数が増加

【美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議】

(消費者委員会 平成27年7月)

1. 医療機関のホームページを医療法上の「広告」に含めて規制の対象とすること。
2. (1が行うことができない場合)少なくとも医療法に基づき禁止している虚偽広告や誇大広告等については、医療機関のホームページについても禁止すること。

「医療情報の提供内容等に関する検討会」において4回にわたり議論(平成28年3月～9月)

【現行規制】

- 限定的に認められた事項(医師名、診療科名、提供される医療の内容等)以外は、広告禁止
- 虚偽広告に対して罰則が課される(直接罰)。
- 誇大広告等に対しては、中止・是正の命令等ができ、当該命令違反に対する罰則が課される(間接罰)。
- ただし、医療機関のウェブサイトについては原則、広告として取り扱っていない。

【新たな規制】

- 医療法を改正し、医療機関のウェブサイト等についても、虚偽・誇大等の不適切な表示を禁止し、中止・是正命令及び罰則を課することができるよう措置する。ただし、患者が知りたい情報(自由診療等)が得られなくなるとの懸念等を踏まえ、広告等可能事項の限定を解除できる場合を設ける。(次ページ参照)

4. インターネット上のウェブサイト等について

(1) ウェブサイト等に関する基本的な考え方について以下のとおり示してはどうか。

【基本的な考え方】

- インターネット上の施術所のホームページは、当該施術所の情報を得ようとの目的を有する者が、自らURLを入力したり、検索サイトで検索した上で、詳細な施術内容、施術の選択に資する情報等を閲覧するものであり、原則として広告の規制対象とせず関係団体の自主的な取り組みを促してはどうか。
- ただし、広告の定義に示す①誘引性、②特定性及び③認知性のいずれの要件も満たす場合には、広告として取り扱うことにする。

例) 例えば「鍼治療」を検索文字として検索した際に、スポンサーとして表示されるものや、検索サイトの運営会社に対して費用を支払うことによって意図的に検索結果として上位に表示される状態にしたもの（バナー広告等）など、バナーに表示される内容や検索結果として画面上に表示される内容 等

美容医療サービスに関する消費者トラブルの相談件数が増加

【美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議】

(消費者委員会 平成27年7月)

1. 医療機関のホームページを医療法上の「広告」に含めて規制の対象とすること。
2. (1が行うことができない場合)少なくとも医療法に基づき禁止している虚偽広告や誇大広告等については、医療機関のホームページについても禁止すること。

「医療情報の提供内容等に関する検討会」において4回にわたり議論(平成28年3月~9月)

【現行規制】

- 限定的に認められた事項(医師名、診療科名、提供される医療の内容等)以外は、広告禁止
- 虚偽広告に対して罰則が課される(直接罰)。
- 誇大広告等に対しては、中止・是正の命令等ができ、当該命令違反に対する罰則が課される(間接罰)。
- ただし、医療機関のウェブサイトについては原則、広告として取り扱っていない。

【新たな規制】

- 医療法を改正し、医療機関のウェブサイト等についても、虚偽・誇大等の不適切な表示を禁止し、中止・是正命令及び罰則を課することができるよう措置する。ただし、患者が知りたい情報(自由診療等)が得られなくなるとの懸念等を踏まえ、広告等可能事項の限定を解除できる場合を設ける。(次ページ参照)

4. インターネット上のウェブサイト等について

(1) ウェブサイト等に関する基本的な考え方について以下のとおり示してはどうか。

【基本的な考え方】

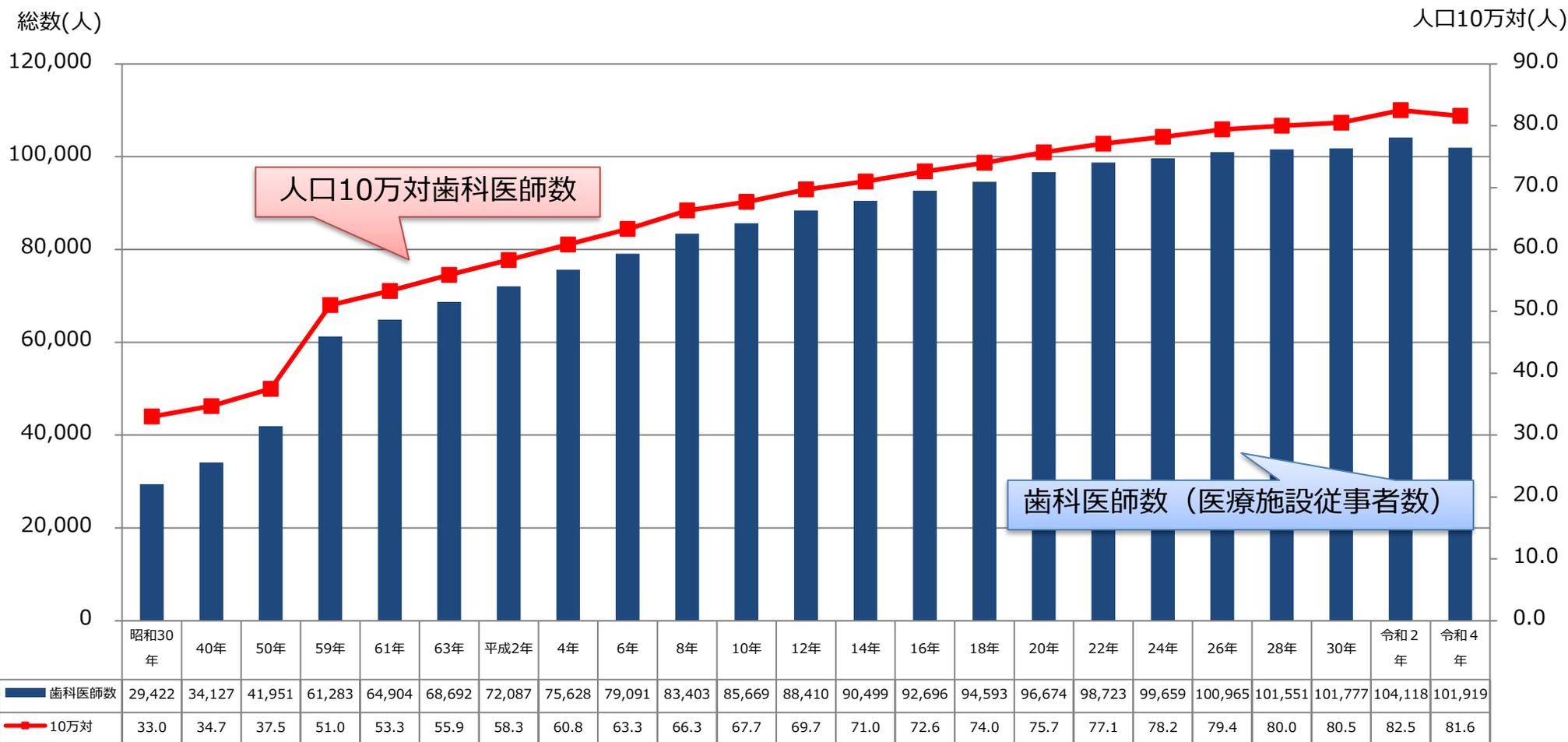
- インターネット上の施術所のホームページは、当該施術所の情報を得ようとの目的を有する者が、自らURLを入力したり、検索サイトで検索した上で、詳細な施術内容、施術の選択に資する情報等を閲覧するものであり、原則として広告の規制対象とせず関係団体の自主的な取り組みを促してはどうか。
- ただし、広告の定義に示す①誘引性、②特定性及び③認知性のいずれの要件も満たす場合には、広告として取り扱うことにする。

例) 例えば「鍼治療」を検索文字として検索した際に、スポンサーとして表示されるものや、検索サイトの運営会社に対して費用を支払うことによって意図的に検索結果として上位に表示される状態にしたもの（バナー広告等）など、バナーに表示される内容や検索結果として画面上に表示される内容 等

1. 歯科技工を取り巻く状況
2. **歯科技工（歯科技工士、歯科技工所等）に関する状況**
3. 近年の歯科技工士の業務等に係る検討状況
4. 現状のまとめと今後の検討の進め方

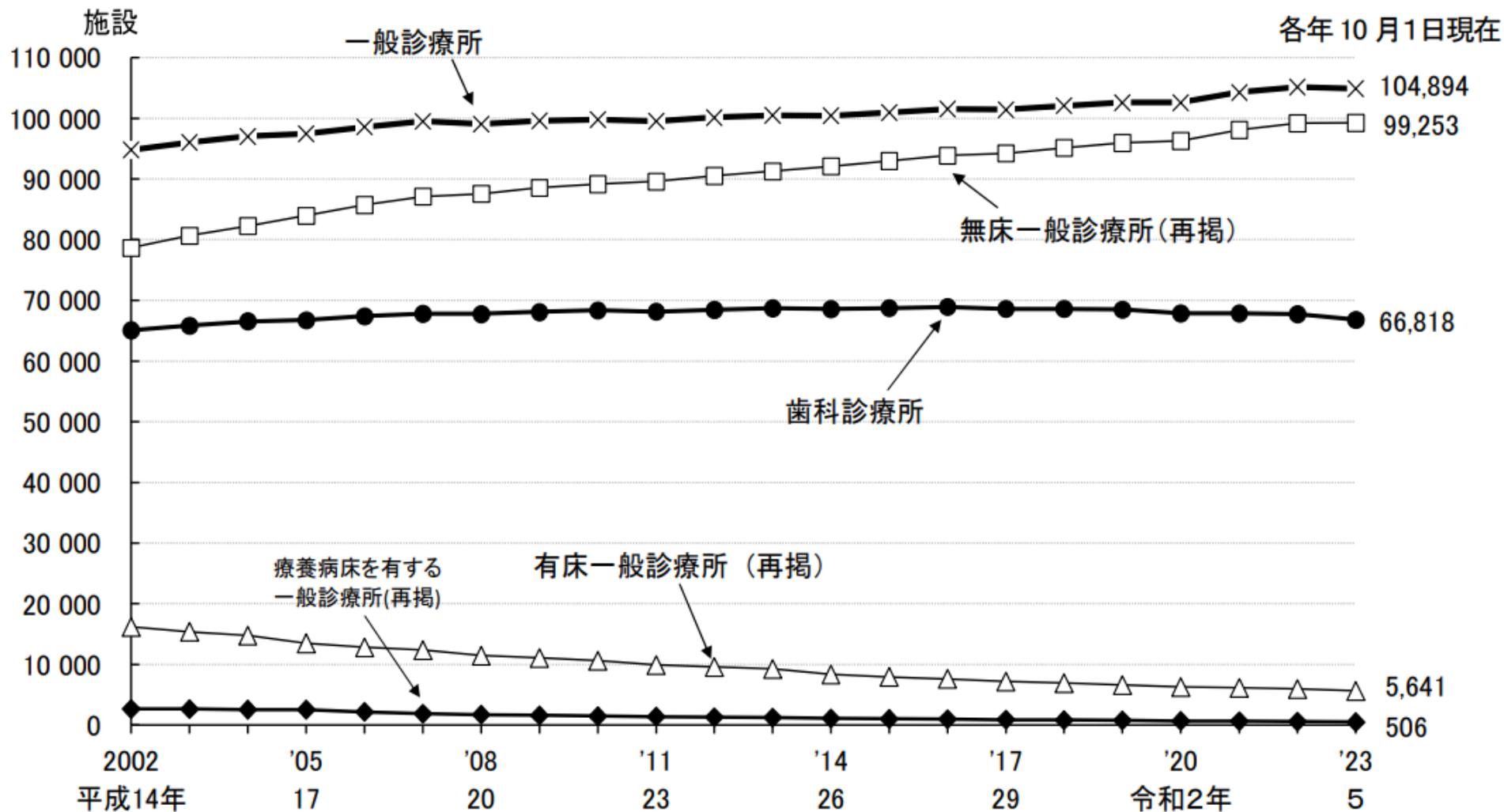
歯科医師数（医療施設従事者数）の年次推移

- 令和4年の歯科医師総数は105,267人、そのうち医療施設従事者数は101,919人である。
- 人口10万対歯科医師数（医療施設従事者数）は、
昭和50年：37.5人→平成2年：58.3人→平成12年：69.7人→平成22年：77.1人→令和4年：81.6人である。



医療施設数（歯科診療所）の年次推移

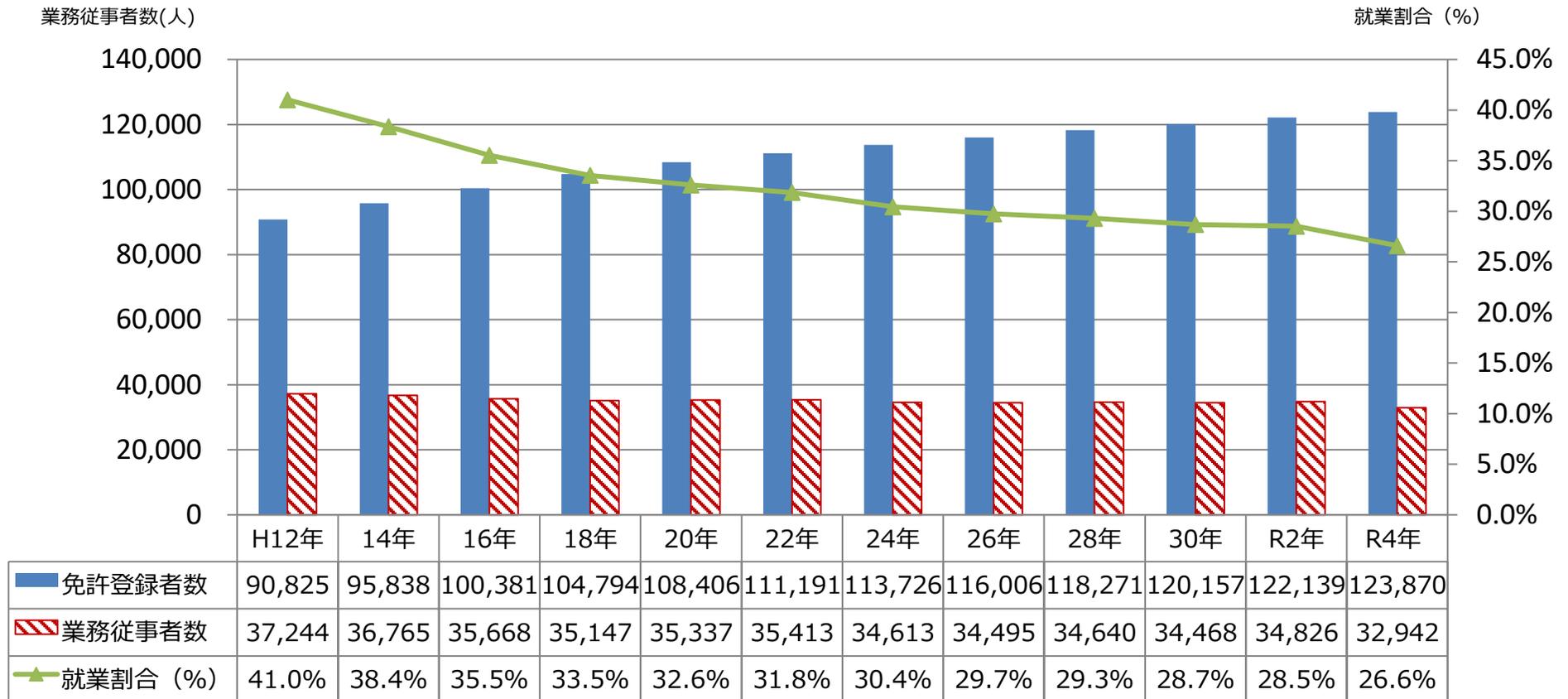
○ 歯科診療所の施設数は、ほぼ横ばいに推移しており、令和5年は66,818施設（対前年：937施設減）である。



(出典：医療施設調査)

歯科技工士免許登録者数、業務従事者数の年次推移

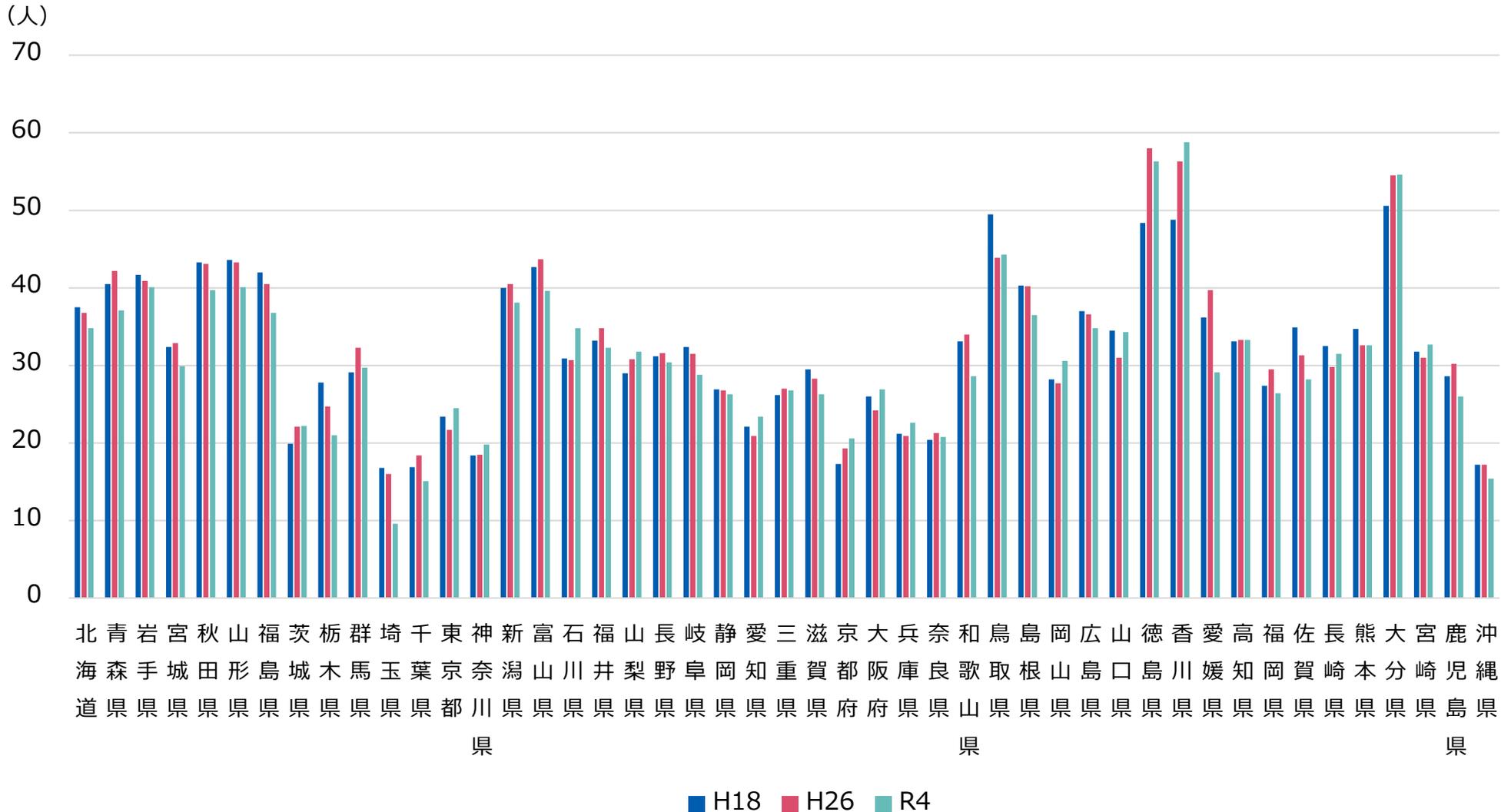
- 令和4年の歯科技工士免許登録者数は123,870人であり、そのうち業務従事者数は32,942人である。
- 免許登録者数に占める業務従事者数の割合（就業割合）は減少傾向であり、令和4年では26.6%である。



(出典：衛生行政報告例、歯科医療振興財団調べ)

都道府県別（人口10万対）の業務従事者数の年次推移

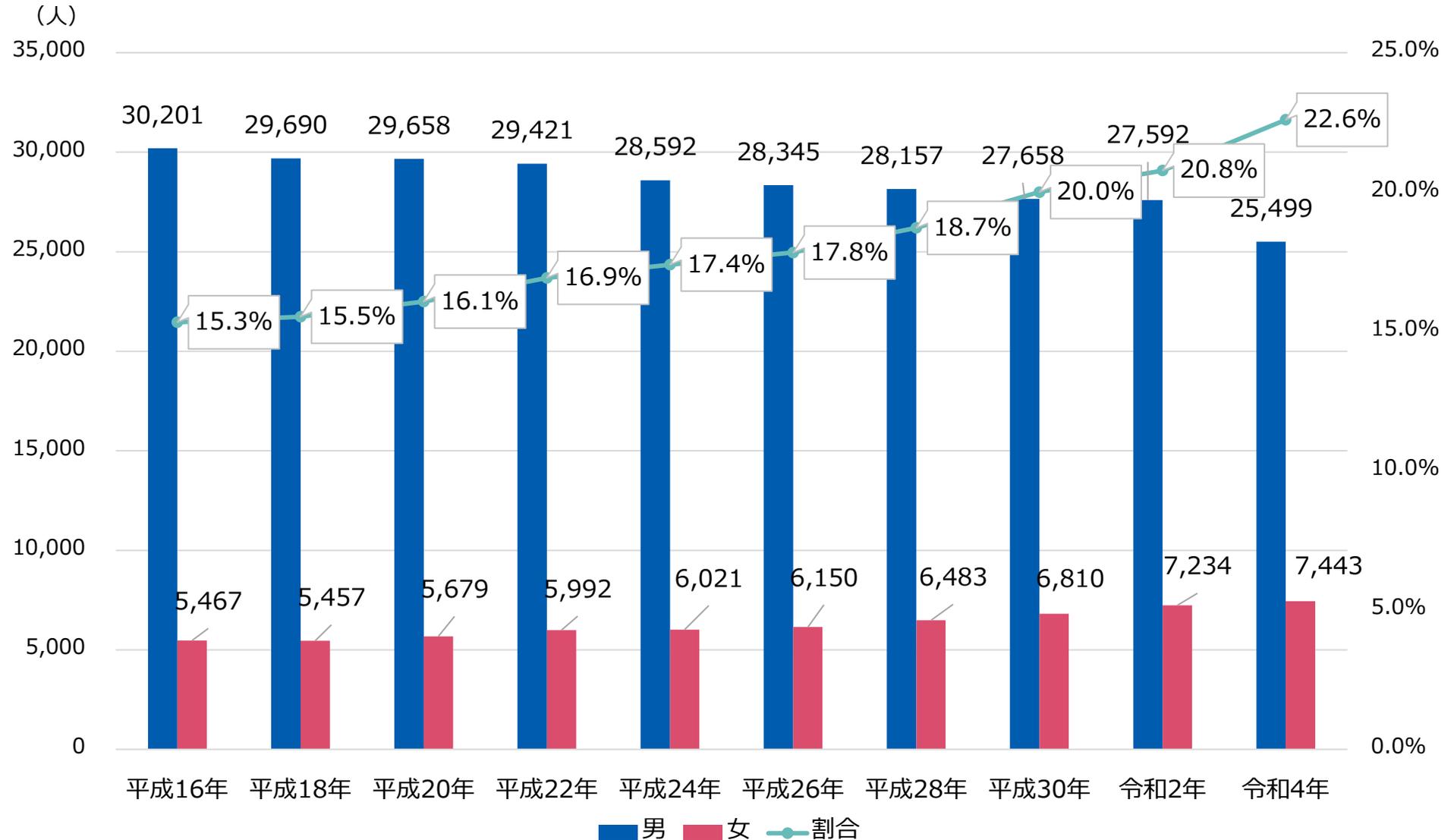
- 都道府県別の歯科技工士の業務従事者（人口10万人当たり）は、一部の県で50人を超えているほかは、おおよそ10人～40人あたりで推移している。



(出典：衛生行政報告例)

就業歯科技工士（男女別）の年次推移

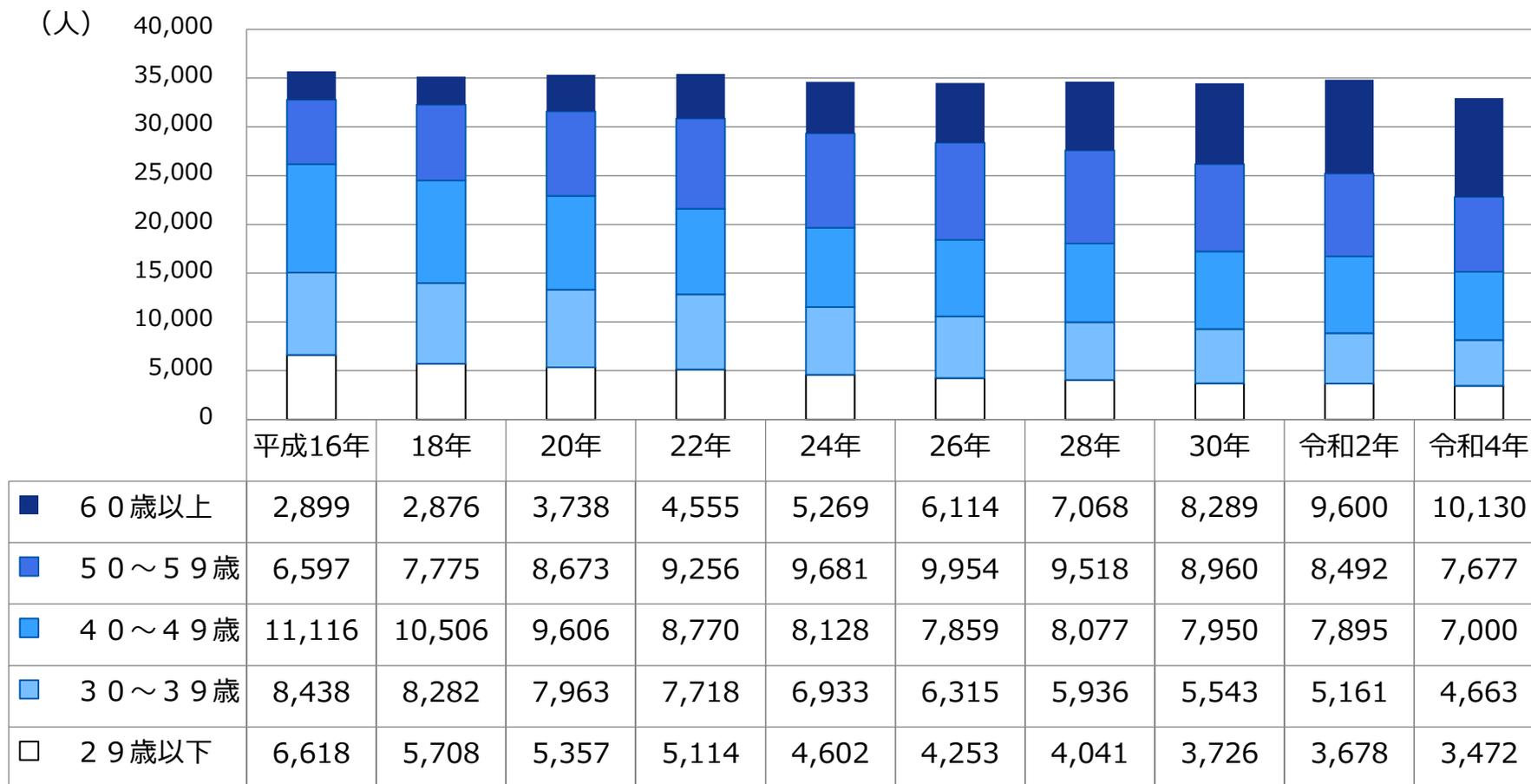
○ 就業歯科技工士のうち女性が占める割合は増加傾向であり、令和4年で22.6%である。



(出典：衛生行政報告例)

就業歯科技工士（年齢階級別）の年次推移

○ 就業歯科技工士のうち50歳以上の者は増加傾向であり、令和4年で54.1%である。



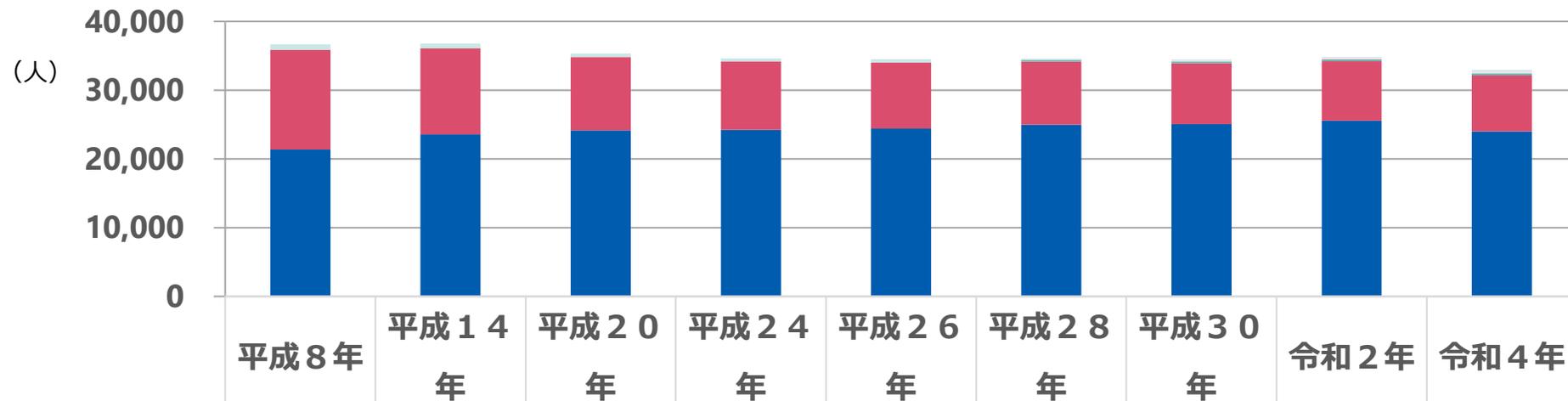
(参考)

合計	35,668	35,147	35,337	35,413	34,613	34,495	34,640	34,468	34,826	32,942
50歳以上	9,496	10,651	12,411	13,811	14,950	16,068	16,586	17,249	18,092	17,807
50歳以上割合	26.6%	30.3%	35.1%	39.0%	43.2%	46.6%	47.9%	50.0%	51.9%	54.1%

(出典：衛生行政報告例)

就業場所別就業歯科技工士数の推移

- 「病院・診療所」は平成8年に14,492人であったのが、令和4年では8,159人にまで減少している。
- 「歯科技工所」は増加傾向で令和4年では24,012人である。



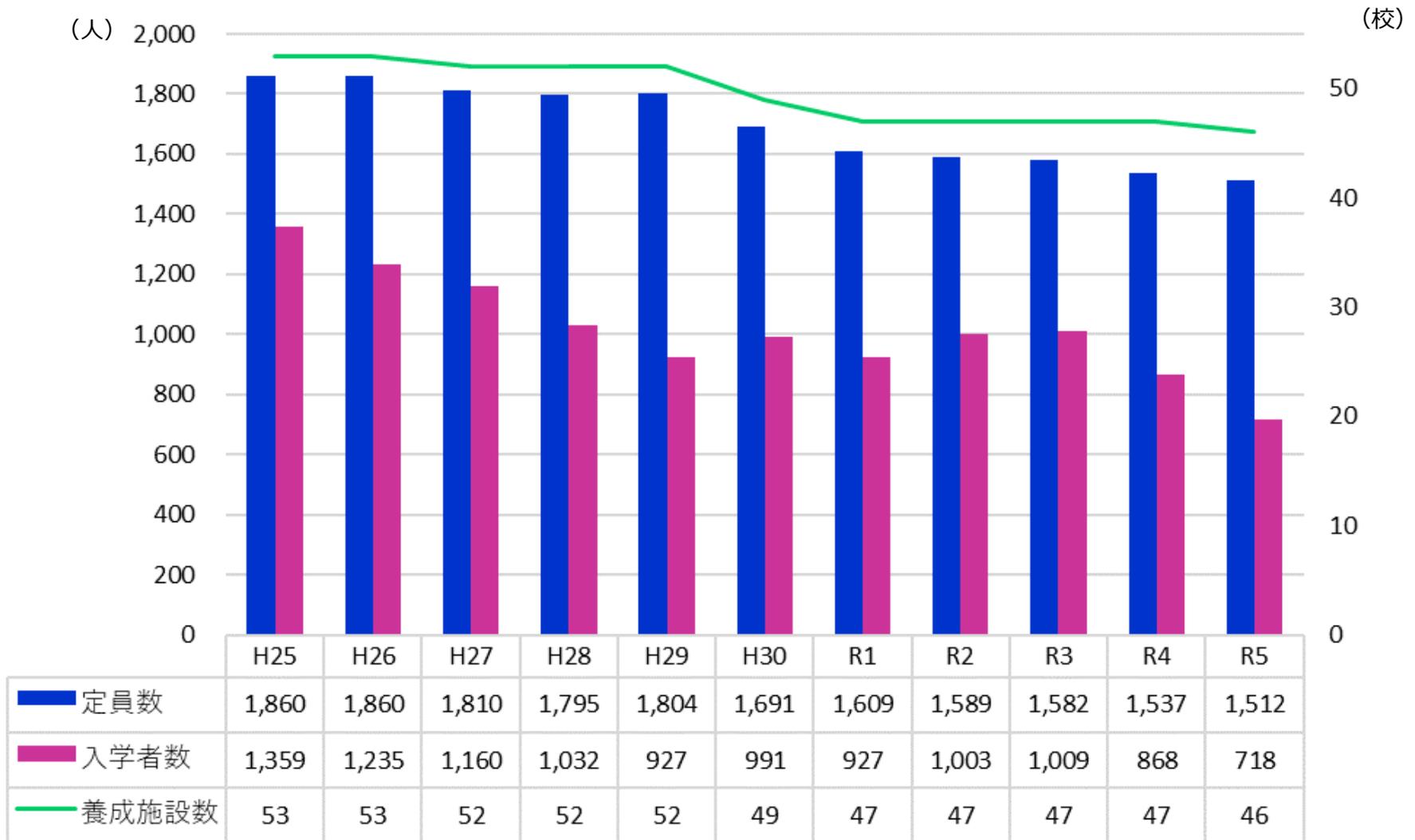
その他	783	679	501	437	440	93	101	92	242
事業所						118	176	224	249
歯科技工士学校 又は養成所						291	274	258	280
病院・診療所	14,492	12,534	10,694	9,932	9,630	9,166	8,861	8,691	8,159
歯科技工所	21,377	23,552	24,142	24,244	24,425	24,972	25,056	25,561	24,012

※平成28年より
「歯科技工士学校または養成所、事業所」
の項目を追加

(出典：衛生行政報告例)

歯科技工士養成施設の定員数・入学者数及び施設数

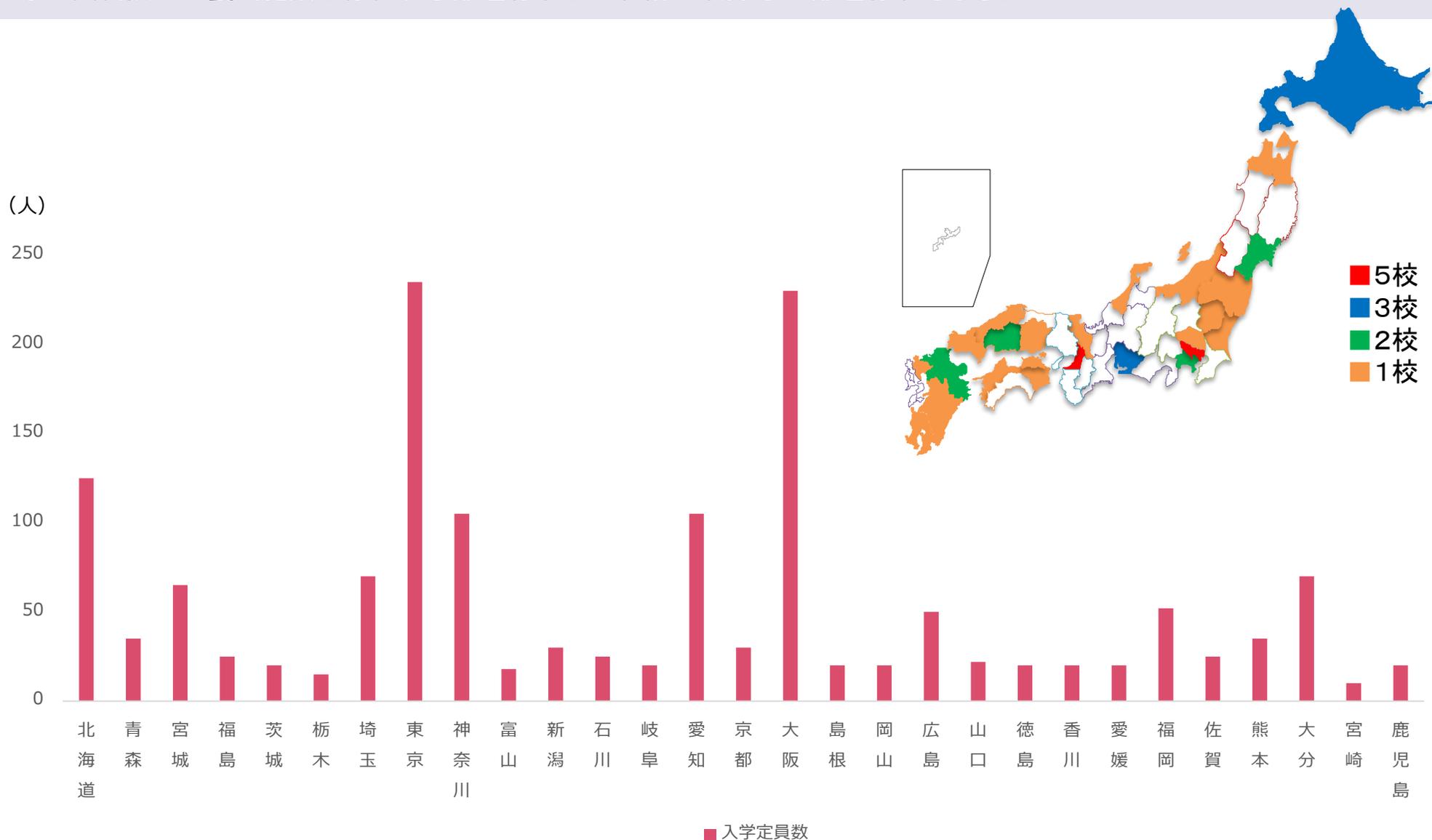
- 歯科技工士養成施設数は減少傾向であり、令和5年度で46校である。
- 入学者数も減少傾向であり、令和5年度は718名で定員数の5割程度である。



※ただし、養成施設数は当該年度において入学者を募集している施設数を示す。(厚生労働省・全国歯科技工士教育協議会調べ)

都道府県別歯科技工士養成施設の定員数及び施設数

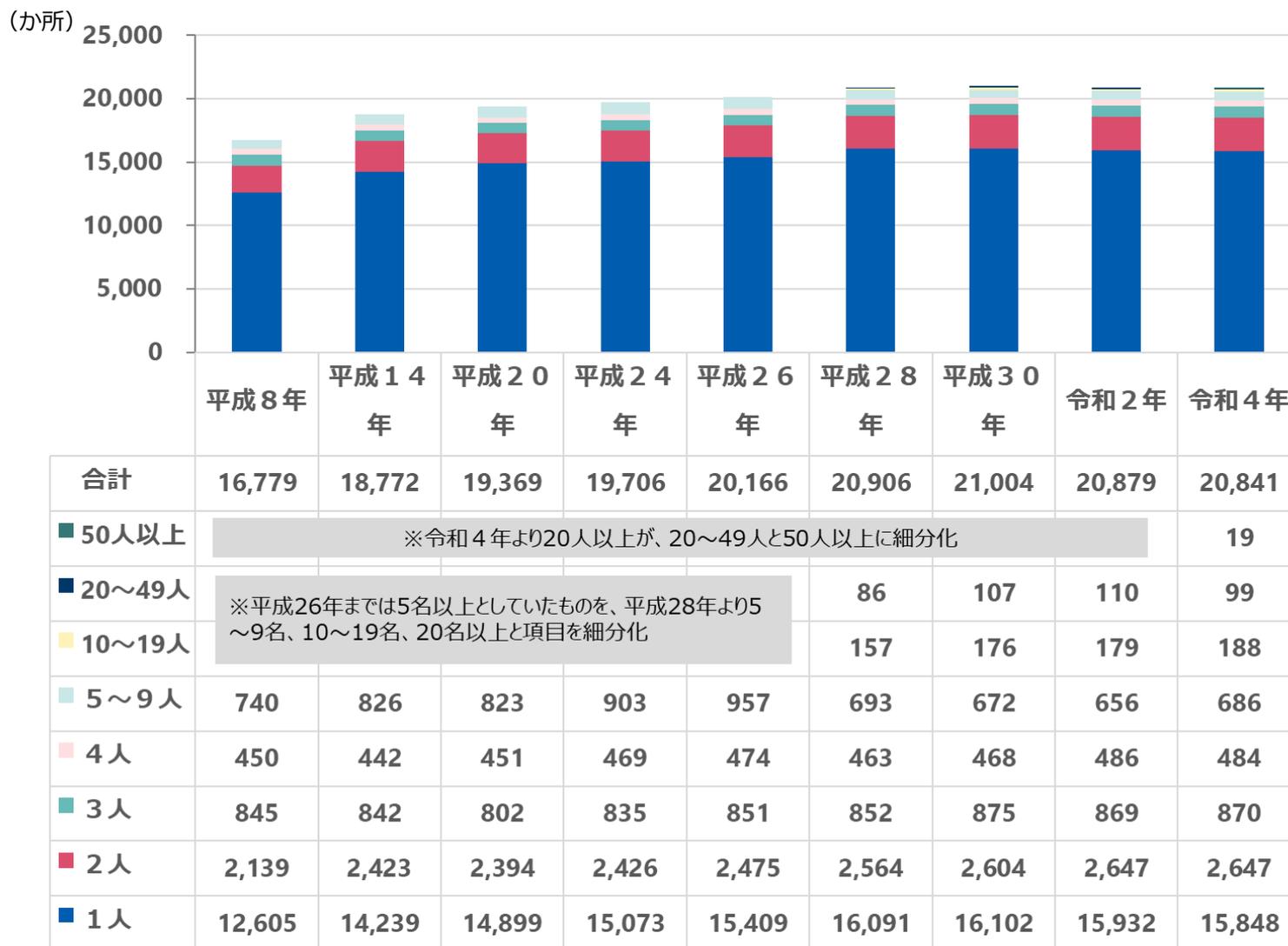
○ 歯科技工士養成施設が存在する都道府県は、令和5年度で29都道府県である。



※ただし、養成施設数は当該年度において入学者を募集している施設数を示す。(厚生労働省・全国歯科技工士教育協議会調べ)

規模別歯科技工所数の推移

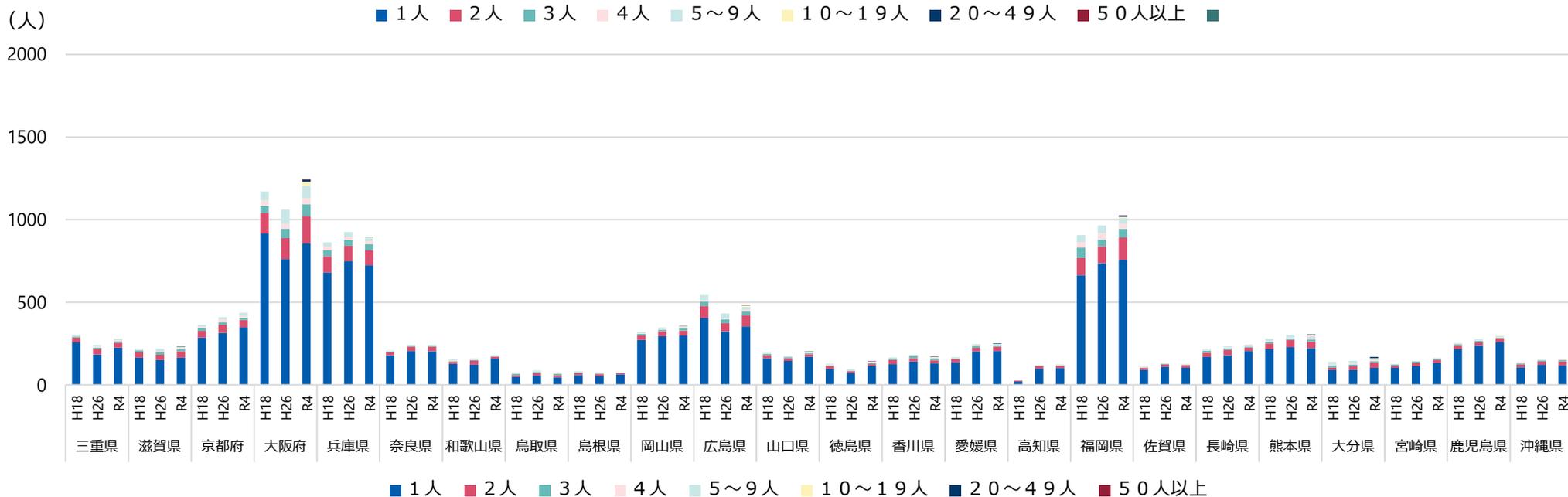
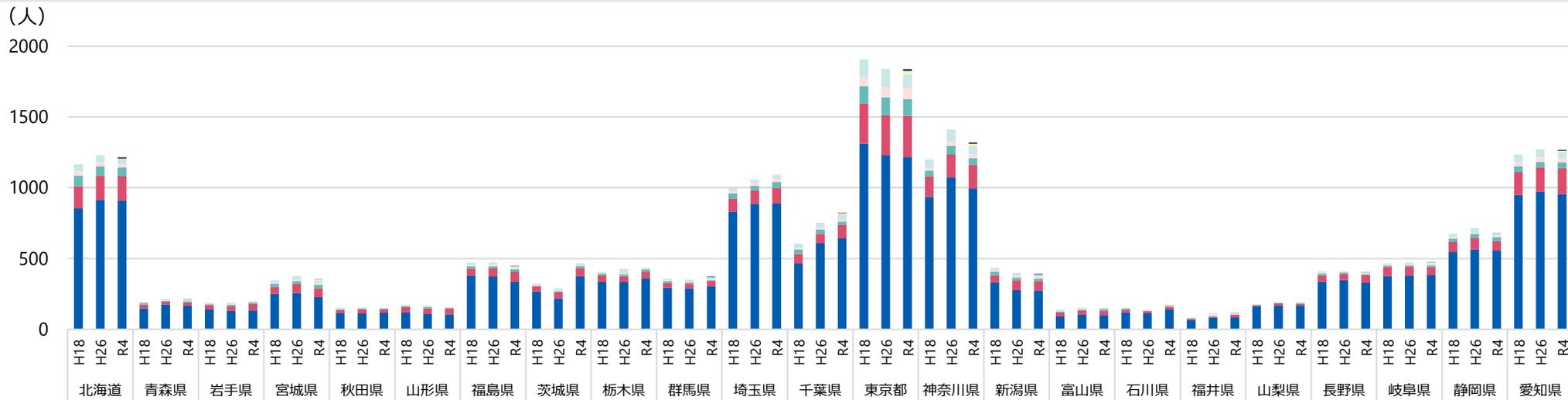
- 歯科技工所数は近年ほぼ横ばいであり、令和4年で20,841箇所である。
- 規模としては、「1人」が7割以上であり、「10～19以上」、「20人以上」が微増傾向である。



(出典：衛生行政報告例)

都道府県別の歯科技工所数の推移

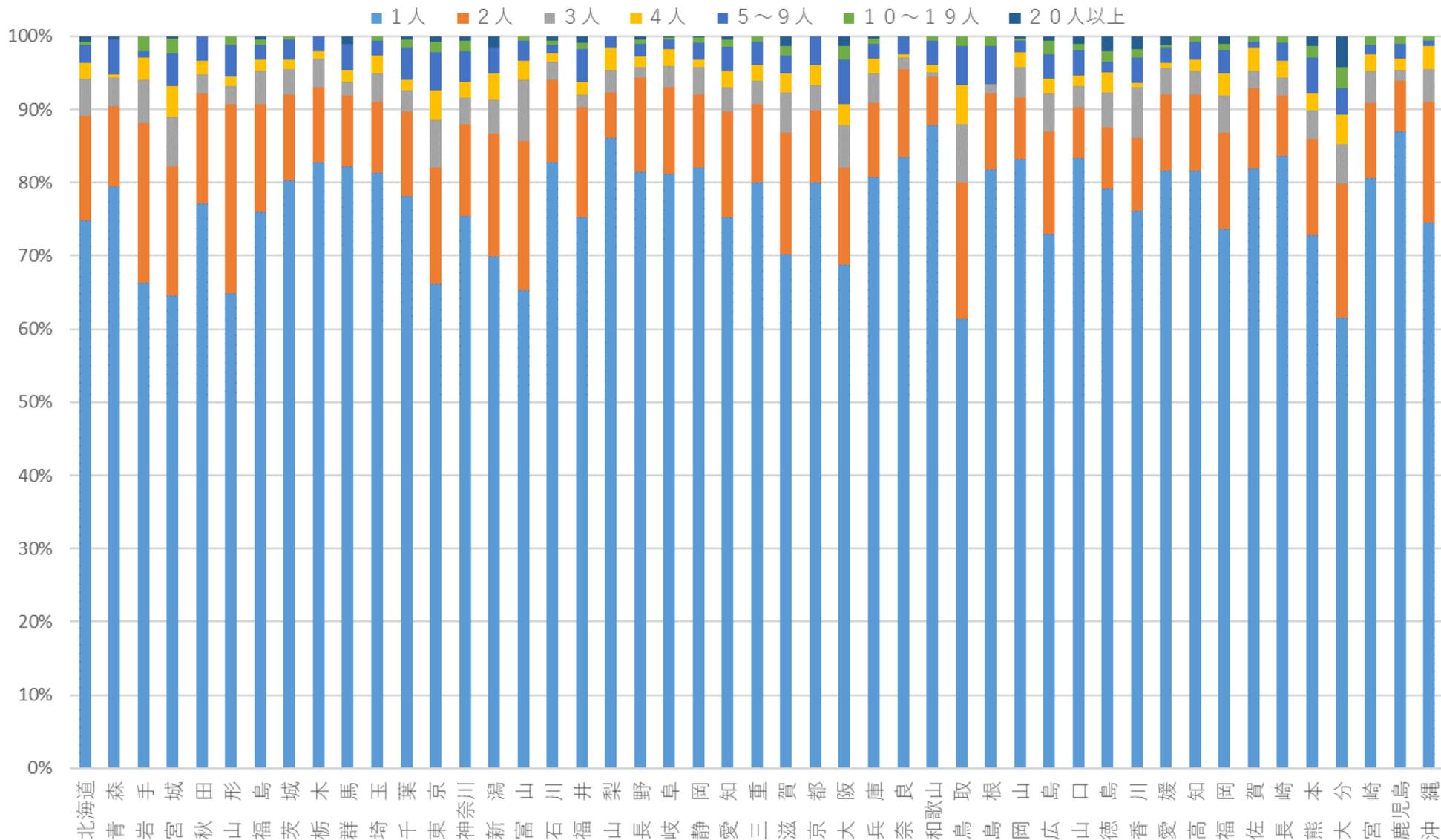
○ 都道府県別の歯科技工所数の推移は、ほぼ横ばい又は微増傾向である。



(出典:衛生行政報告例)

歯科技工所の規模別割合（都道府県別）

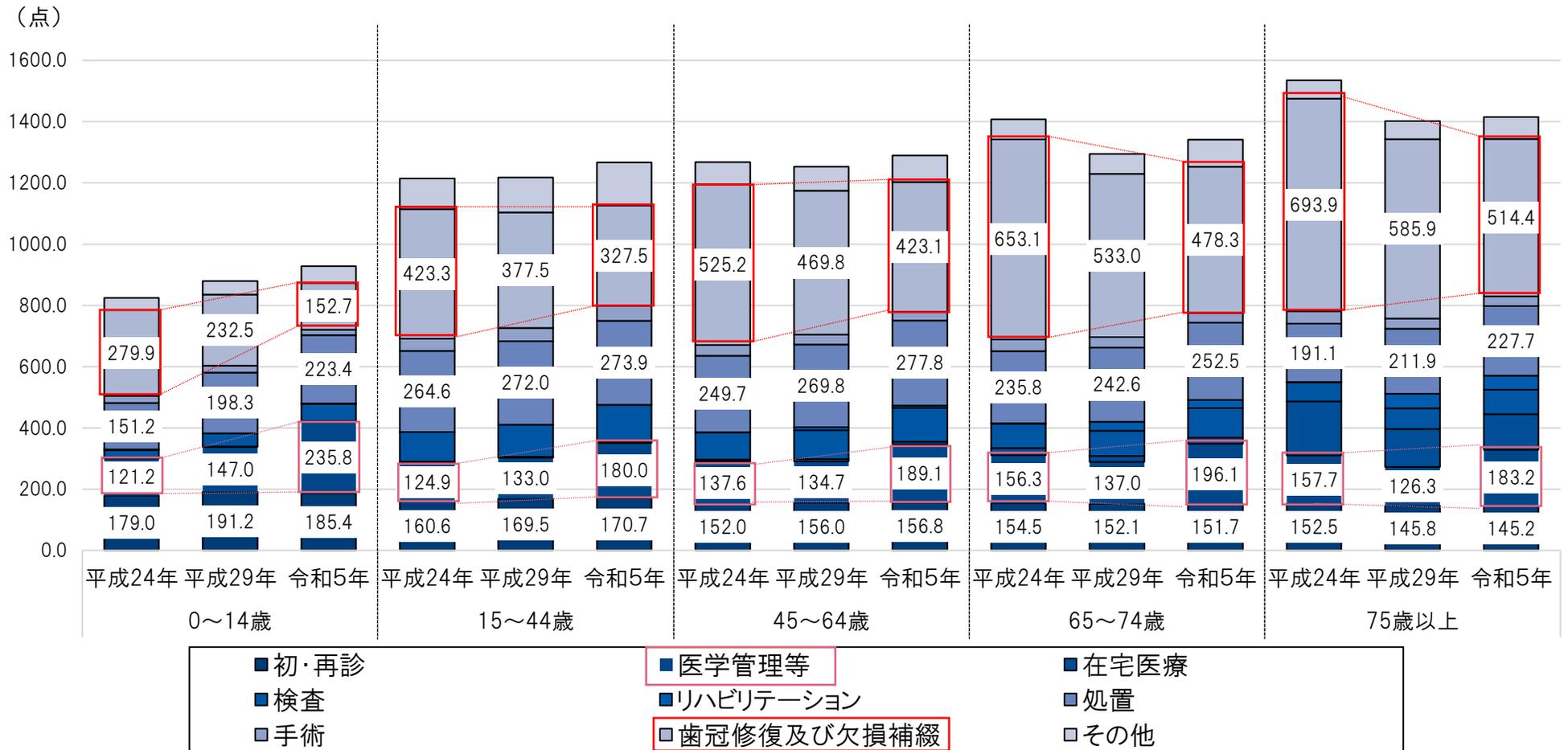
○ 「1人」が60～80%程度であり、「2人以下（「1人」と「2人」の合計）」で約80%以上である。



(出典:令和4年衛生行政報告例)

診療行為別レセプト1件当たり平均点数（年齢階級別）

- 診療行為別のレセプト1件当たりの平均点数をみると、令和5年では、0～14歳では「医学管理等」、15歳以上になると「歯冠修復及び欠損補綴」の占める割合が最も大きくなる。
- 各年齢階級とも「医学管理等」及び「処置」が増加傾向にあり、「歯冠修復及び欠損補綴」が減少している。

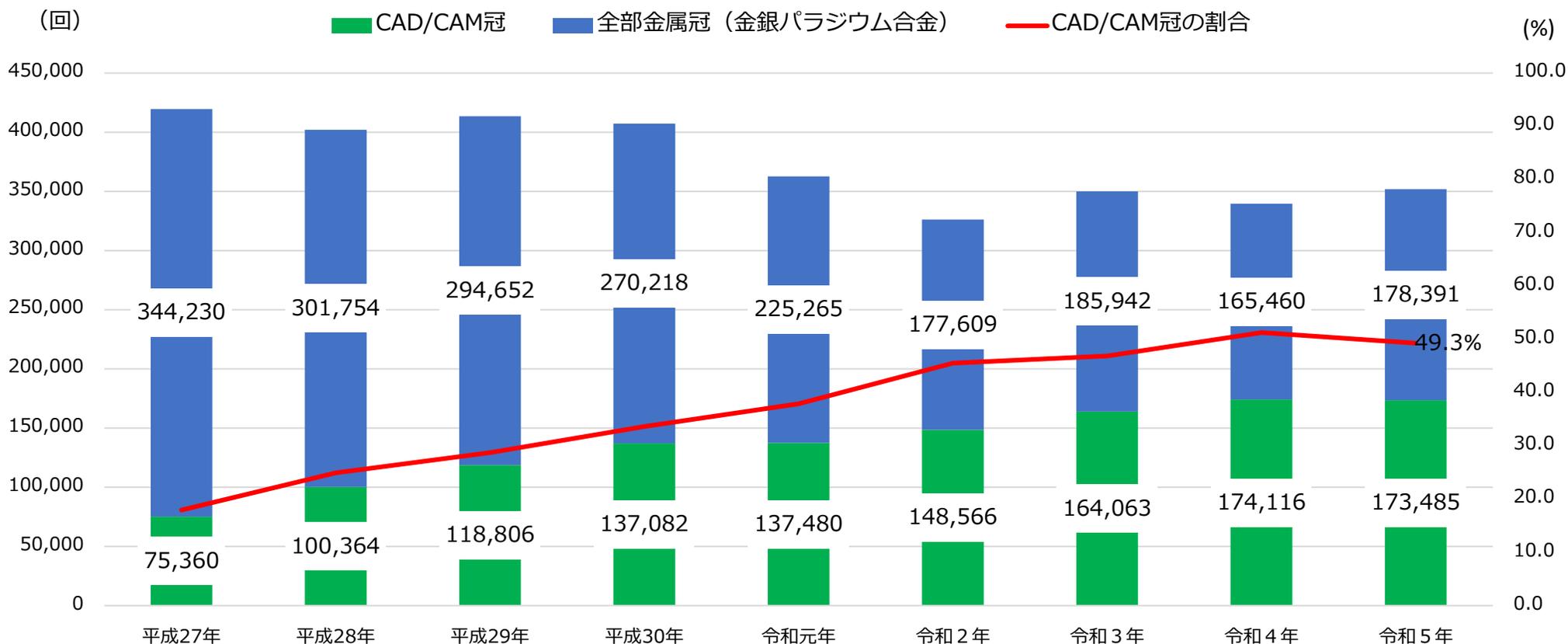


出典：社会医療診療行為別統計（平成27年より）、社会医療診療行為別調査（平成26年まで）（各年6月審査分）

歯冠修復（小臼歯）の算定状況

- 小臼歯の歯冠修復は、経年的には減少傾向であるが近年は横ばいとなっている。
- 全部金属冠（金銀パラジウム合金）は減少傾向にある一方で、CAD/CAM冠は大きく増加しており、令和5年にはCAD/CAM冠の算定回数が、約49%を占めている。

＜CAD/CAM冠、全部金属冠（小臼歯）の算定回数＞

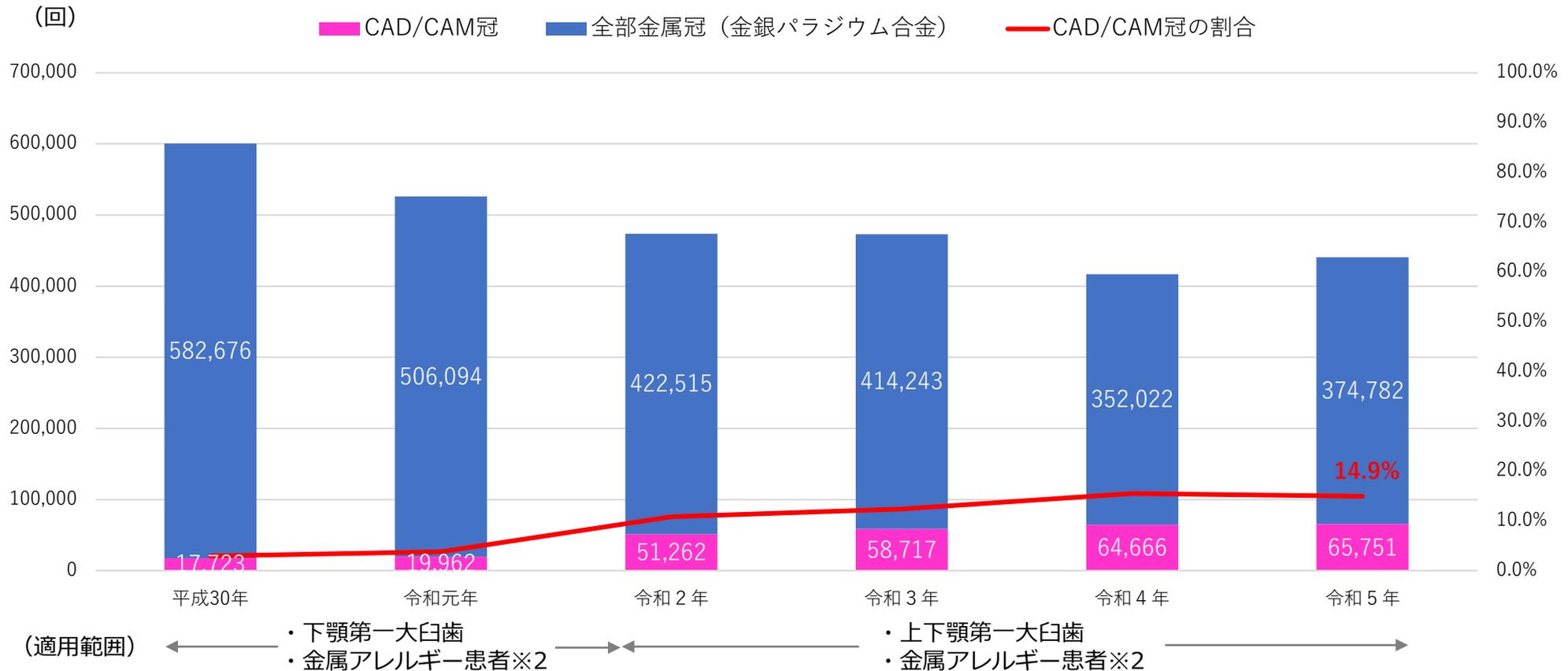


※全部金属冠にはブリッジの支台装置も含まれる。

歯冠修復（大臼歯）の算定状況

- 大臼歯の歯冠修復は、平成30年以降、減少傾向にある。
- 全部金属冠（金銀パラジウム合金）は減少傾向である一方で、CAD/CAM冠は増加しており、令和5年は約15%となっている。

＜CAD/CAM冠、全部金属冠（大臼歯）の算定回数＞



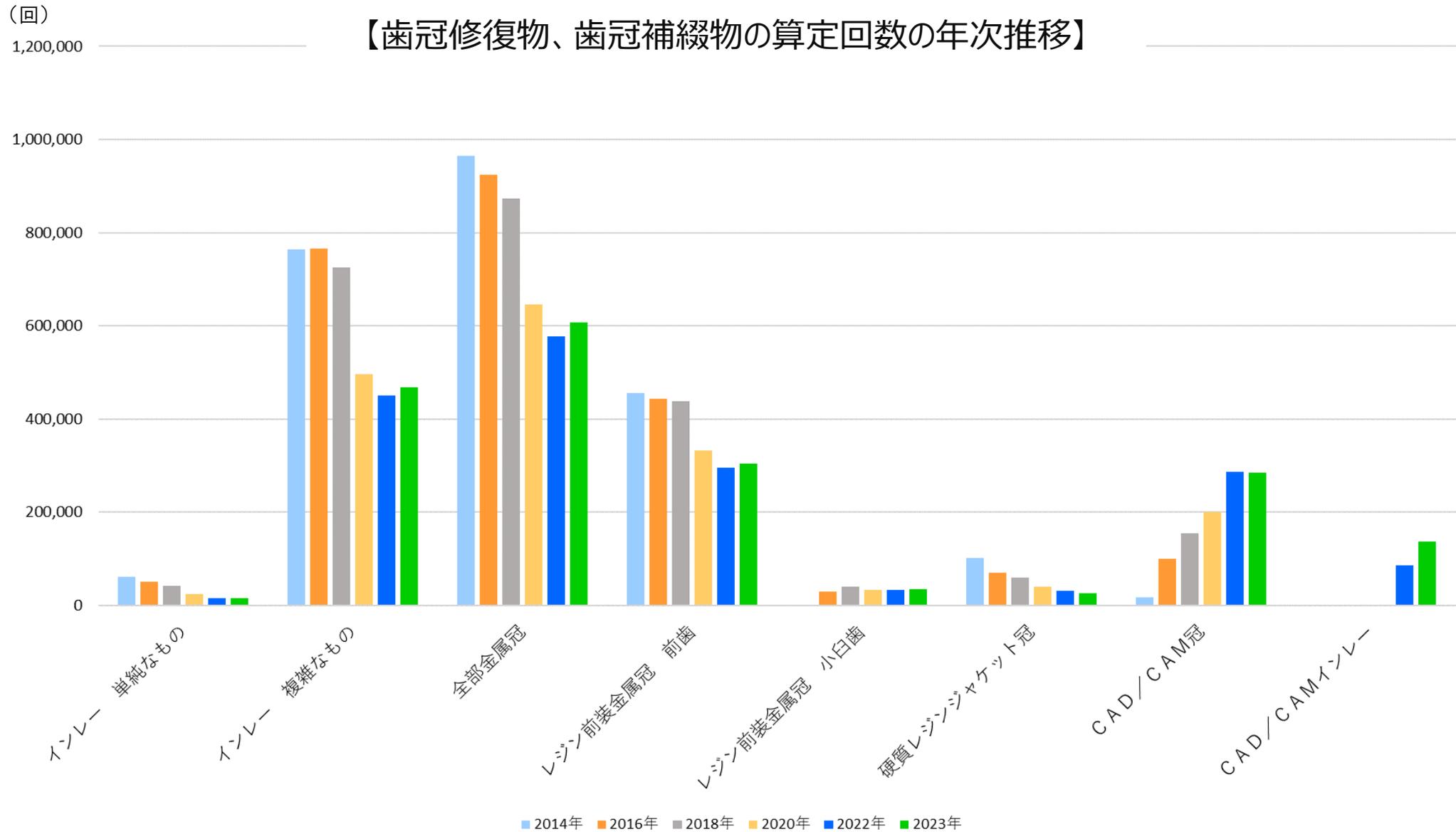
※1 全部金属冠にはブリッジの支台装置も含まれる。

※2 金属アレルギー患者は全ての大臼歯が保険適用となる。

歯冠修復・歯冠補綴の実施状況

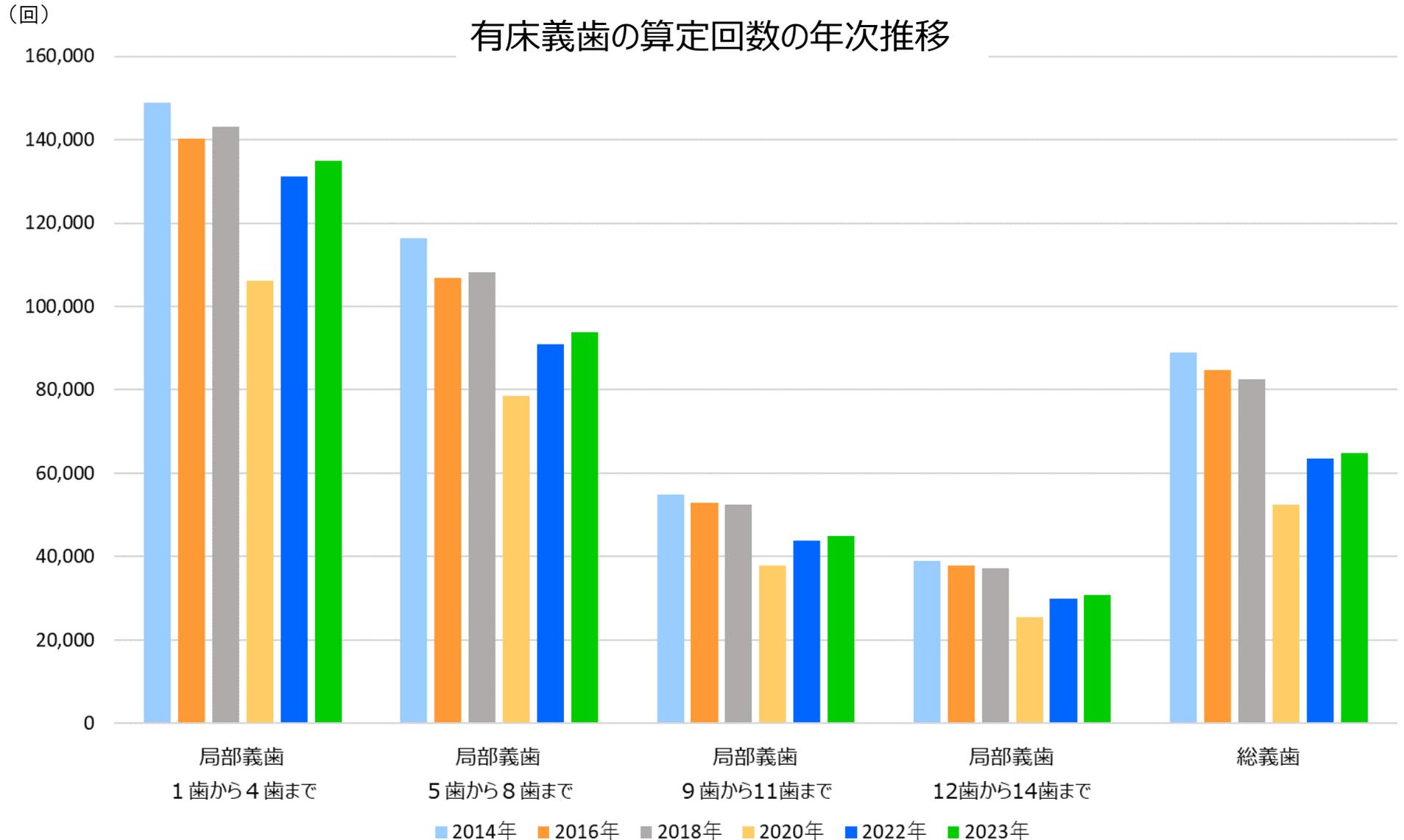
○ CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレーは増加傾向、その他は減少傾向である。

【歯冠修復物、歯冠補綴物の算定回数の年次推移】



有床義歯の製作状況

○ 有床義歯の算定回数の年次推移は、2020年まで減少傾向であったが、近年増加傾向となっている。



(出典:社会医療診療行為別統計 ※2014年は抽出調査による推計)

1. 歯科技工を取り巻く状況
2. 歯科技工（歯科技工士、歯科技工所等）に関する状況
- 3. 近年の歯科技工士の業務等に係る検討状況**
4. 現状のまとめと今後の検討の進め方

歯科技工業務に関する厚生労働科学研究及び提言

事業名	検討事項
<p>H29・H30年度 歯科衛生士及び歯科技工士の就業状況等に基づく安定供給方策に関する研究</p> <p>研究代表者：須田 英明</p>	<ul style="list-style-type: none">● 複数の歯科衛生士及び歯科技工士養成施設の卒業生（卒後3年以上、過去約10年）を対象に、養成施設に入学した理由や、卒後の就業状況、またその選択の理由、職歴等について実態調査を行う事により、近年の就業動向等を検証する。● 実態調査の結果に基づき、歯科衛生士と歯科技工士のキャリアパスや働き方について検討を行い、就職率の向上及び離職率の低下のための具体的な方策を提示する。
<p>H29・30年度 歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究</p> <p>研究代表者：赤川 安正</p>	<ul style="list-style-type: none">● 歯科技工業の多様な業務モデルについて勤務環境（労働時間、収益等）にかかる要素ごとに利点・欠点を整理するとともに、当該業務モデルの効果的運用方法について提案し、当該業務モデルの導入に資するマニュアル等を作成する。● 歯科技工所と歯科診療所等との間の委託契約の方法及び内容や、歯科技工所内の雇用契約の内容の検証を実施。● 研究の結果を踏まえて、提言がまとめられた。 <div data-bbox="922 1035 1989 1328" style="border: 1px dashed gray; padding: 10px;"><p>【提言】（令和元年5月31日）</p><ol style="list-style-type: none">1. 歯科医師と歯科技工士は歯科技工に関する認識と情報を共有する2. 歯科医師と歯科技工士が十分連携できる体制を整備する3. 歯科技工士の職業内容に関する意識を改善させる4. 労働契約書や就業規則を作成する5. 歯科技工業を効率化する6. 歯科技工士や歯科技工に関する社会の認知を向上させる</div>

歯科技工士の養成・確保に関する検討会

<趣旨>

今後、超高齢社会を迎え、患者に対して義歯等の歯科補てつ物が適切に提供される体制を構築するために、歯科技工士を取り巻く状況を踏まえつつ、歯科技工士の養成・確保に関して具体的に検討を行うため、歯科技工士の養成・確保に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

<協議事項>

歯科技工士の養成・歯科技工士の確保に関する事項

<構成員>

- 赤川 安正 昭和大学客員教授
 - 秋野 憲一 札幌市保健福祉局保健所 母子保健・歯科保健担当部長
 - 大島 克郎 全国歯科技工士教育協議会会長(第7回以降)
 - 尾崎 順男 全国歯科技工士教育協議会会長(第6回まで)
 - 小畑 真 弁護士法人小畑法律事務所代表弁護士
 - 陸 誠 株式会社コアデンタルラボ横浜代表取締役社長
 - 桑名 良尚 桑名歯科医院院長
 - 杉岡 範明 公益社団法人日本歯科技工士会会長
 - 高橋 勝美 株式会社オムニコ代表取締役社長
 - 傳寶 弥里 アルモニア代表
 - 三井 博晶 公益社団法人日本歯科医師会常務理事
 - 文部科学省 (オブザーバー)
- (●座長)

- 第1回検討会：平成30年5月15日
- 第2回検討会：平成30年7月5日
- 第3回検討会：平成30年9月6日
- 第4回検討会：平成30年11月19日
- 第5回検討会：平成31年1月17日
- 第6回検討会：平成31年3月4日
- 第7回検討会：令和元年10月31日
- 第8回検討会：令和元年12月12日

令和2年3月31日

「歯科技工士の養成・確保に関する検討会 報告書」公表

歯科技工士の養成・確保に関する検討会報告書（抜粋①）

（2 歯科技工士の確保について <歯科技工士の確保に関する今後の方向性>）

<歯科技工士の確保に関する今後の方向性>

- 歯科技工士の離職防止対策は喫緊の課題であり、**労働環境や勤務環境改善の取組みが必要である。**厚生労働科学研究「歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究」の結果及び結果に基づく提言をふまえ、
 - ・ 書面による雇用契約の締結や就業規則作成・整備の必要性
 - ・ 歯科医療機関と歯科技工所との業務委託 契約書の作成の推進等について、周知を図る。
- 歯科技工所の勤務環境を改善するためには、業務の効率化を進める必要があるが、その方法については歯科技工所の規模や地域の状況等、個々の状況に応じた取組みを考える必要がある。令和元年度より実施されている「歯科技工所業務形態改善等調査検証事業」において、**様々な業務モデルの好事例の収集・分析をすすめ、これらの結果をわかりやすくとりまとめ、全国の歯科技工所で業務改善に取り組む際の参考となるよう、周知を図る。**
- 歯科医師と歯科技工士の連携を推進するため、まずは現行法令上可能な業務について内容を整理し、周知する。また、今後の歯科技工士の業務のあり方については、引き続き検討する。

歯科技工所業務形態改善等調査検証事業

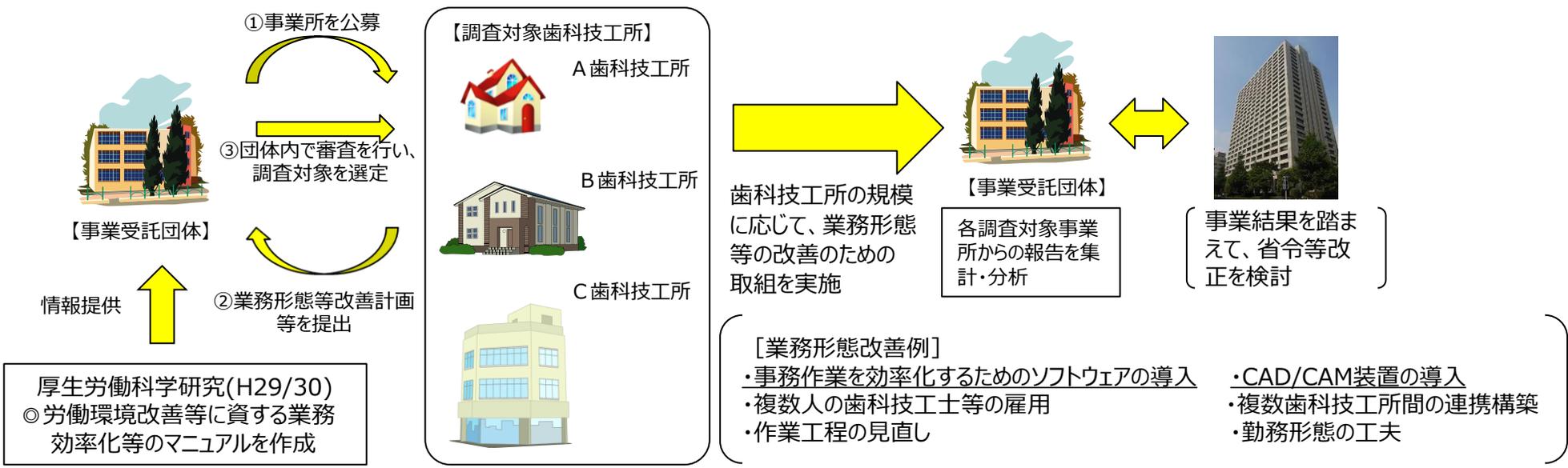
令和6年度当初予算額 15百万円 (15百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ◆高齢化の進展に伴い、口腔機能の維持・回復に必要な義歯等の補てつ物の需要は高まっているが、就業している歯科技工士のうち50歳以上の者が半数を占めることなど担い手の高齢化が生じており、今後10年で約6,000人が不足すると予想されている。
- ◆歯科技工士の1週間あたりの就業時間は61.5時間との調査結果があり、長時間労働の負担による離職が指摘されている一方で、歯科技工所の約8割は1人で管理を行う形態をとっていることから、生産性を向上させるなど、様々な角度から労働環境等の改善に資する取組が必要とされている。
- ◆こうした状況を踏まえて、歯科技工士が働きやすい環境を整備する観点から、令和4年3月に、歯科技工におけるリモートワークの実施について通知を発出したところであり、環境改善に資する方策を検討することが喫緊の課題である。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

◆厚生労働科学研究 (H29'~H30') やこれまで (R1~5) の本事業の結果を踏まえ、業務形態 (労働環境や収益等) の改善計画を実施する歯科技工所を公募・選定し、その結果を検証して全国に横展開できるモデルを確立する事業を委託する。【実施主体：公益社団法人、株式会社 等】



歯科技工所業務形態改善に係る検証状況（R1～R5）

- 歯科技工所管理ソフト及びデジタル機器等の導入による業務効率化や、就労環境の整備等による取組を行い、歯科技工所の業務形態の改善効果の検証を実施した。

＜歯科技工所業務形態改善等調査検証事業における取組状況＞

		R1	R2	R3	R4	R5	合計	(件)
歯科技工所管理ソフト		5	-	-	-	-	5	
機 器 導 入	ミリングマシン	2	-	1	1	-	4	
	CAD/CAM ソフト	-	1	-	2	-	3	
	デジタルカメラ等	-	4	3	-	-	7	
	スキャナー	1	1	-	1	-	3	
	レーザー溶接機	-	-	1	-	-	1	
	3D プリンター	-	-	-	2	-	2	
研修体制の整備		1	-	-	2	-	3	
雇用契約締結、就業規則制定		-	1	-	-	-	1	
文書による業務委託契約締結		-	2	-	1	2	5	
歯科医療機関等との連携		-	3	4	1	7	15	

※歯科技工所管理ソフト

納品管理、請求入金管理などの経理事務、材料記録、その他歯科技工所運営に求められる事項などの記録入力・出力等が実施可能なソフト

※研修体制の整備

外部研修を受講する際の研修参加費・交通費等の補助、研修参加を業務の一環とする(休日出勤時の労務費等の支出)等

※歯科医療機関等との連携

歯科技工所間の機器の共同利用や、歯科技工士と歯科医師間でのデジタルデバイスを活用したデータ共有

歯科技工士の養成・確保に関する検討会報告書（抜粋②）

（3 歯科技工士の業務等について <現状と課題>）

歯科技工士の業務等について <現状と課題>

3. 1 デジタル技術の活用

（略）

3. 2 チェアサイドでの業務

（略）

3. 3 トレーサビリティ、その他

- **歯科補てつ物等のトレーサビリティを確保するために**、患者に歯科補てつ物等の作成者等がわかるシステムが必要であり、また歯科技工士の認知度を上げるために、**歯科補てつ物等の作成者について歯科医療機関に掲示する等の取組みを進めるべきである。**
- 歯科技工士法に基づく歯科技工指示書及び歯科技工録（歯科技工指示書に基づく作成等管理及び品質管理に関する文書）の作成については、平成 24年に厚生労働省医政局から通知がでていますが、取組みが進んでいない歯科技工所もある。歯科技工録を作成することにより、歯科補てつ物等のトレーサビリティが確保されることから、歯科技工指示書及び歯科技工録の適切な記載と保管を徹底すべきである。
- **地方自治体は、開設届が出された歯科技工所の一覧をホームページに掲載するなど、歯科技工所に関する情報提供を積極的に行うべきである。**これにより、歯科医療機関は、委託しようとする歯科技工所の届出状況が検索可能となるとともに、患者は自分自身に使用される歯科補てつ物等がどこで作成されているかを把握可能となり、歯科補てつ物等のトレーサビリティの更なる向上が期待できる。
- 国民がもっと自身の口腔内に関心を持つようになれば、口腔内に入れている歯科補てつ物等に対して関心が高まり、それを作成している者に目が向けられ、歯科技工士の認知につながると考えられる。

歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業

令和6年度予算：5,381千円
(5,381千円)

【目的】

- ◆ 義歯などの歯科補てつ物については、歯科医療機関内又は歯科技工所において製作されるが、後者については外部に製作が委託されることから、納品された歯科補てつ物が、患者自身でどこの技工所で誰が製作したかなどの情報が把握できない。
- ◆ このため、患者に対して歯科補てつ物に関する情報を院内掲示等により情報提供することで、安全・安心な歯科医療の提供に資するものか、検証を行うものである。

一般的な歯科補てつ物の製作過程（歯科技工所に製作を委託する場合）



今年度は、東京、千葉、滋賀、島根、鹿児島で研修会開催。

患者に対して、

- ・製作する歯科技工所
 - ・製作する歯科技工士
 - ・製作工程
- 等について、

院内掲示、HPやリーフレットの配布等により情報提供。

イメージ

当医院で製作した
歯科補てつ物について

- ・当該医院で製作された●●については、下記の歯科技工士が製作しています



●●の製作工程

1.
2. ××××
3. △△△△

歯科技工士法第21条第1項の規定に基づく開設届出のなされた歯科技工所の一覧のホームページ等への掲載について

(令和5年12月11日付医政局歯科保健課長通知)

背景

- 無届の歯科技工所において作成された補てつ物等は、衛生上有害なものとなるおそれがあるため、無届の歯科技工所に補てつ物の作成等を委託することがないように注意喚起等の対応を依頼（平成29年9月7日付け医政発0907第7号厚生労働省医政局長通知）
- しかし、いまだ、無届の歯科技工所が存在するとの情報が報告されていることから、無届の歯科技工所に関する情報に接した際には、実態を調査した上、速やかに開設の届出を行うよう指導を徹底し、貴管下の歯科医療機関等が無届の歯科技工所と補てつ物等の作成等について取引を行うことがないように、改めて注意喚起するとともに、以下の内容を依頼。

通知の内容

- 国民に安心・安全な歯科補てつ物等を提供する観点から、歯科医療機関等が、取引を行う歯科技工所が開設の届出を出しているかどうかを的確に識別できるよう、**都道府県等に対して、届出がなされた歯科技工所について、管理番号を付与してホームページに一覧として掲載するよう依頼。**
- 届出がなされた全国の歯科技工所を確認できるよう令和6年7月（予定）より、**厚生労働省のホームページ上に、各都道府県等のホームページへのリンクを掲載する**予定としているため、それまでの間に対応いただくよう依頼。

【ホームページ等への掲載事項の例】

(1) 管理番号

<例1> ①都道府県名 + ②保健所名 + ③歯科技工所の番号

<例2> ①都道府県番号 + ②保健所番号 + ③歯科技工所の番号

(2) 届出歯科技工所名

(3) 歯科技工所の所在地

(4) その他、各保健所で必要とされる事項

※ <例2>の「①都道府県番号」には都道府県コード（JIS規格）を、「②保健所番号」には、各都道府県等が付与する保健所の番号を、<例1>及び<例2>の「③歯科技工所の番号」には各保健所が付与する歯科技工所の番号を使用してください。

※ **一覧に検索機能を備える等、開設届出の有無を簡便に確認できるようにしていただくとともに、廃止届出がなされた歯科技工所の番号を新たに届出がなされた歯科技工所には付与せず、同一の管理番号が存在することのないよう**ご留意ください。

<例1>

(1)管理番号	(2)届出歯科技工所名	(3)歯科技工所の所在地	(4)・・・
〇〇県-××-0001	〇〇歯科技工所	××市〇丁目〇番〇号	・・・
〇〇県-××-0002	△△デンタルラボラトリー	××市△丁目△番△号	・・・
・・・	・・・	・・・	・・・

<例2>

(1)管理番号	(2)届出歯科技工所名	(3)歯科技工所の所在地	(4)・・・
01-003-0001	〇〇歯科技工所	××市〇丁目〇番〇号	・・・
01-003-0002	△△デンタルラボラトリー	××市△丁目△番△号	・・・
・・・	・・・	・・・	・・・

歯科技工所の一覧のホームページへの掲載

- 令和6年7月31日に、届出がなされた全国の歯科技工所を確認できるよう、厚生労働省のホームページ上に各都道府県等の開設届出がなされた歯科技工所の一覧のホームページへのリンクを掲載した。



[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [健康・医療](#) > [医療](#) > [医療分野のトピックス](#) > [歯科医療施策](#) > [開設届出のなされた歯科技工所の一覧について](#)

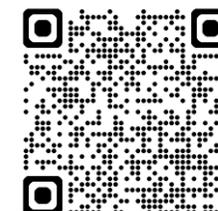
開設届出のなされた歯科技工所の一覧について

歯科技工士法第21条第1項の規定に基づき開設届出のなされた歯科技工所の一覧のリンクについて掲載いたします。

各都道府県等における開設届出のなされた歯科技工所の一覧（各都道府県等のHPのリンク）

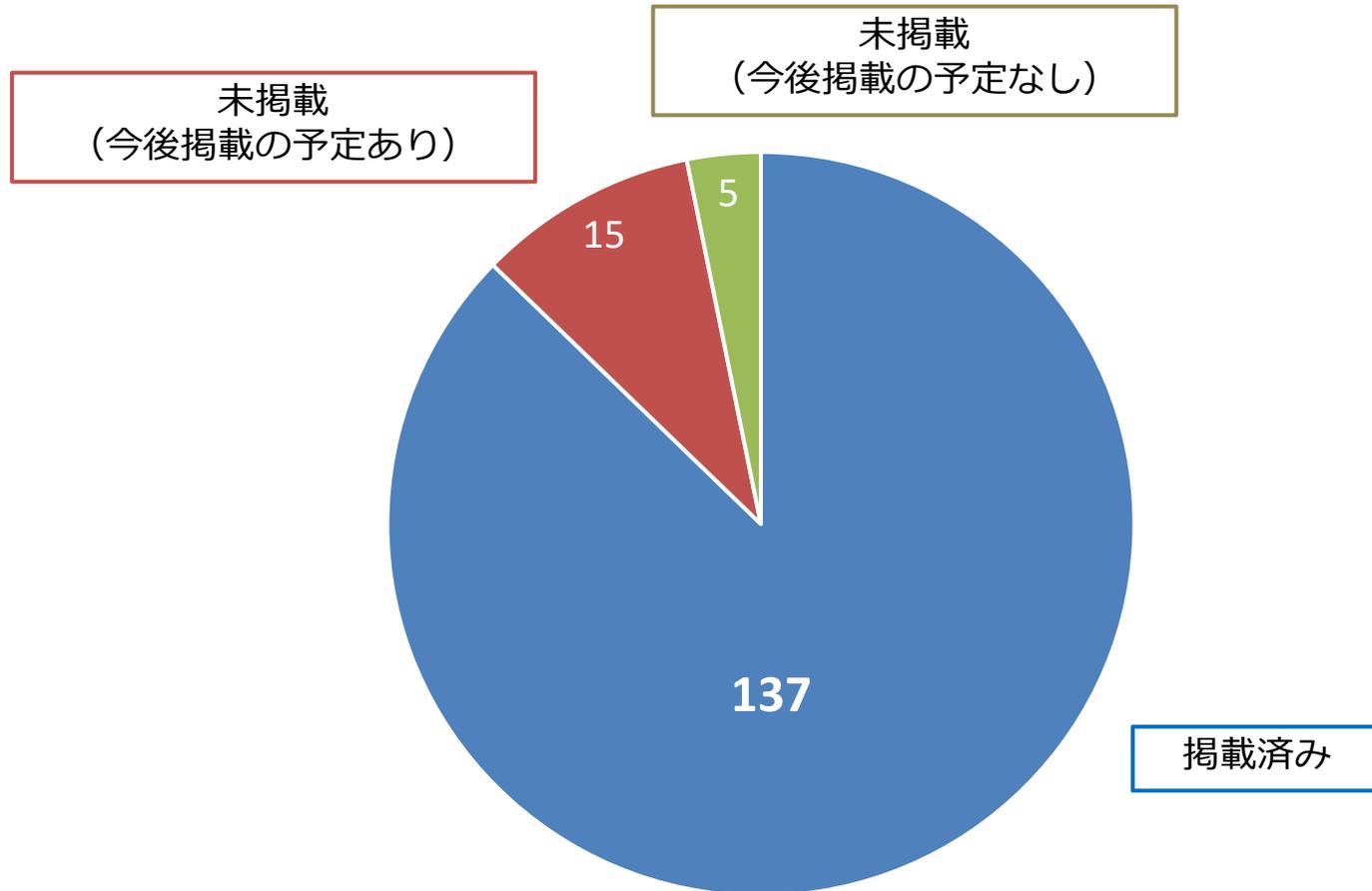
都道府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区より提出のあった情報をもとに掲載しています。（2024年7月現在）

地域	都道府県・市区町村				
北海道	札幌市	函館市	小樽市	旭川市	北海道管轄
青森県	青森市	八戸市	青森県管轄		
岩手県	岩手県管轄 （盛岡市も含めて掲載）				
宮城県	仙台市	宮城県管轄			
秋田県	秋田市	秋田県管轄			
山形県	山形市	山形県管轄			
福島県	福島市	福島県管轄 （郡山市・いわき市も含めて掲載）			



歯科技工所一覧のHPへの掲載状況

○全157自治体（都道府県、特別区、保健所設置市）中、約9割の137自治体において、歯科技工所の一覧をHPへ掲載している（令和6年9月末時点）。



歯科技工士の養成・確保に関する検討会報告書（抜粋③）

（3 歯科技工士の業務等について <歯科技工士の業務等に関する今後の方向性>）

【歯科技工士の業務等に関する今後の方向性】

- デジタル技術を活用した歯科技工を行う場合について、CADはPC上の作業のみとなることから、**歯科技工の過程においてCADを行う際にテレワークを活用する場合の取扱いが不明確であるため、その取扱いを整理する。**
- チェアサイド等における歯科医師と歯科技工士の連携を推進する観点から、
 - ・ シェードテイキング等、**現行法令において歯科技工士が実施可能な業務内容**
 - ・ **訪問歯科診療において歯科医師に歯科技工士が帯同する場合の業務のあり方及び歯科技工を行う場所の考え方について、整理する。**
- 歯科医師と歯科技工士の連携を推進し、より質の高い歯科医療を提供する観点から、**歯科技工士の業務範囲（歯科技工士が業務を行う上で直接患者の口腔内を触れることも想定される業務も含む。）については、歯科技工士養成過程における教育内容や必要な修業年限と併せて、引き続き具体的な検討を行う。**
- なお、歯科技工士に関する具体的な制度に関する検討を行うに際し、歯科技工に関する現状等を把握する必要があることから、**歯科技工士の業務内容の在り方等を含む歯科技工の将来像について検討するような研究に取り組むことが必要である。**
- 国民に対する歯科医療や歯科技工・歯科技工士に関する周知、啓発をさらに推進するための方策を検討する。

歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会

<趣旨>

超高齢社会を迎える中で、患者に対して質の高い歯科医療を提供するためには、義歯等の歯科補てつ物が適切に提供される体制を構築することが重要であり、歯科医師と歯科技工士のより密接な連携が求められる。また、近年、歯科技工技術の高度化やデジタル化、就業歯科技工士数の減少など、歯科技工士を取り巻く状況は大きく変化している。こうした状況を踏まえ、デジタル技術を活用した歯科技工や、チェアサイドでの歯科技工など、歯科技工士の業務の在り方や必要な教育等に関して具体的な検討を行うため、歯科技工士の業務の在り方に関する検討会を開催する。

<協議事項>

歯科技工士の業務・教育内容、その他歯科技工士に関すること

<構成員>

- 赤川 安正 昭和大学客員教授
- 扇 照幾 O A K Dental Studio
- 大島 克郎 全国歯科技工士教育協議会会長
- 小畑 真 弁護士法人小畑法律事務所代表弁護士
- 尾松 素樹 公益社団法人日本歯科医師会常務理事
- 陸 誠 株式会社コアデンタルラボ横浜代表取締役社長
- 杉岡 範明 公益社団法人日本歯科技工士会会長
- 馬場 一美 公益社団法人日本補綴歯科学会理事長
- 古畑 公治 (株) デントライン インターナショナル代表取締役
- 三代 知史 公益社団法人日本歯科医師会常務理事
- 柳澤 智仁 東京都多摩立川保健所歯科保健担当課長
(●座長)

<専門委員>

- 野崎 一徳 大阪大学歯学部附属病院医療情報室室長
- 松井 哲也 (株) ハーテック・デンタルサービス代表取締役
- 山下 茂子 (株) Dental Digital Operation専務取締役

第1回検討会：令和3年9月30日
第2回検討会：令和3年12月23日

令和4年2月10日

「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会 中間報告」公表

歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会中間報告（抜粋）

歯科技工におけるリモートワークについて＜方向性＞

- 歯科技工士の多様な働き方が可能となるよう、歯科技工におけるリモートワークの考え方を整理し、関係法令の整備及び考え方の周知を行う。（図1：歯科技工におけるリモートワーク（イメージ））

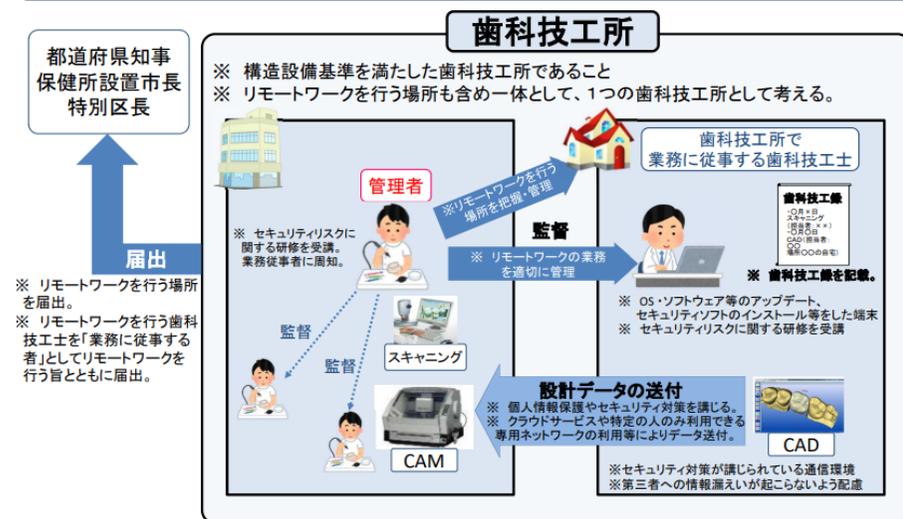
歯科技工所間の連携について＜方向性＞

- 地域の歯科技工所間（「歯科補てつ物等を製作する歯科技工所」と「機器を所有する歯科技工所」）の連携による機器の共同利用について、次のように整理し、周知する。（図2：歯科技工所間の機器の共同利用（イメージ））

歯科技工におけるリモートワーク（イメージ）

図1

歯科技工におけるリモートワークの対象：コンピュータを用いた歯科補てつ物等の設計（切削加工や研磨等を除く）



歯科技工所間の機器の共同利用（イメージ）

図2

（例）機器を共同利用してCAD/CAMを用いた歯科技工を行う場合



リモートワーク、歯科技工所間の連携に係る法令改正等

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第71号）：令和4年3月31日公布

<制定の内容>

- 歯科技工所の届出事項として、リモートワークを行う者等を追加する。
- 歯科技工所の構造設備基準として、リモートワークを行う者がいる場合は、個人情報 の適切な管理のための特段の措置を講じていることを追加する。
- 歯科技工士は、業務を行った場合には記録を作成し、保存するものとする。
- その他所要の改正を行う。

「歯科技工におけるリモートワークの実施について」令和4年3月31日付け(医政歯発0331第1号歯科保健課長通知)

- 歯科技工においてリモートワークを行う者及び想定される業務等について
- 歯科技工所の開設者による都道府県知事（保健所を設置する市の場合は保健所設置市長、特別区の場合は特別区長）への届出
- 歯科技工におけるリモートワークを行う場合に必要な構造設備について

「歯科技工所の開設及び歯科技工所間の連携について」令和4年3月31日付け(医政歯発0331第2号歯科保健課長通知)

- 歯科技工所の開設について
- 歯科技工所間の連携による機器の共同利用について

「歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方について」令和4年5月10日付け(医政歯発0510第1号歯科保健課長通知)

- 歯科技工におけるリモートワークを取り巻く状況
- 歯科技工におけるリモートワークの実施
- その他歯科技工におけるリモートワークに関連する事項

「歯科技工におけるリモートワークの実施に関する留意点等について」令和4年5月10日付け(医政歯発0510第2号歯科保健課長通知)

- 歯科技工所の届出事項について
- 立入検査について

歯科技工業務や多職種連携に関する厚生労働科学研究

研究名	検討事項
<p>R2年度 特別研究 歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究</p> <p>研究代表者：大川 周治</p>	<ul style="list-style-type: none">● 歯科技工士が診療室チェアサイド、訪問診療先で実施可能な業務内容や、今後求められる業務について基礎資料を得るために、アンケート調査、ヒアリングを実施。● 歯科技工士に関連するデジタル処理業務の内容及びその課題と、リモートワークを活用する際の設備等の基準整備のために、歯科技工所におけるデジタルデータ処理の実態についてアンケート調査を実施。● 歯科技工士法において明確に規定されていないが、歯科技工物として取り扱うべきものの現状扱いについて整理を行うためにヒアリング調査を実施。
<p>R3・R4年度 歯科技工業務に関する調査研究</p> <p>研究代表者：大川 周治 (R3) 馬場 一美 (R4)</p>	<ul style="list-style-type: none">● 歯科技工業務の拡大に伴う候補となる行為の選定と、行為に対する必要な教育の現状について調査。● 歯科技工所におけるデジタルデータの処理業務を明らかにするため、全国の歯科技工所に対してヒアリング調査を実施。
<p>R5・R6年度 歯科技工における多職種連携の有効性に関する調査研究</p> <p>研究代表者：窪木 拓男</p>	<ul style="list-style-type: none">● 歯科技工士がチェアサイドおよび訪問診療先で実施することが望まれる業務を行う上で、必要とされる具体的な教育方法について検討。● 歯科技工士がチェアサイド等で実施することが望まれる業務内容に関して、異なる方法での歯科医師との連携による患者満足度の違いについて調査を実施。

1. 歯科技工を取り巻く状況
2. 歯科技工（歯科技工士、歯科技工所等）に関する状況
3. 近年の歯科技工士の業務等に係る検討状況
4. **現状のまとめと今後の検討の進め方**

歯科技工士の業務のあり方等に関する現状・課題

現状

- 地域の状況に応じた歯科医療提供体制を構築するためには多職種連携が重要であり、歯科医師臨床研修の到達目標の中に「歯科技工士の役割を理解し、連携を図る」ことが盛り込まれ、また骨太の方針2024においても多職種連携が盛り込まれた。
- 診療行為別のレセプト1件あたり平均点数をみると、各年齢階級とも「医学管理等」及び「処置」が増加傾向にあり、「歯冠修復及び欠損補綴」が減少している一方で、デジタル技術を活用したCAD/CAM冠やCAD/CAMインレーの算定回数は増加傾向である。
- 医療情報の提供内容等のあり方についての検討、見直しがなされており、あはき・柔整についても広告の見直しが検討されている。
- 就業歯科技工士数は、令和4年の時点で32,942人であり、近年、微減傾向にある一方で、就業歯科技工士のうち50歳以上の者の割合は増加傾向にあり、令和4年では54.1%となっている。
- 歯科技工士学校養成所数及び入学者数は減少傾向であり、歯科技工士養成施設が存在するのは29都道府県となっている。
- 「歯科技工士の養成・確保に関する検討会」の報告書の中で、歯科技工士の業務等に関する検討の必要性が示され、厚生労働科学研究において、歯科技工士の業務（チェアサイドや訪問歯科診療先で実施可能な業務）内容等に関して調査研究を行ってきた。
- 「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」を設置し、第1回、第2回の検討会では、歯科技工においてICTを活用したりリモートワークや歯科技工所間の連携について議論がなされ、リモートワークや歯科技工所間の連携を実施するための関係法令の整備等を行った。

課題

- CAD/CAMを用いた歯科技工等のデジタル技術の普及・活用が進む中で、就業歯科技工士の高齢化が進み、就業歯科技工士数や養成施設入学者数が減少している。歯科技工士の必要数を検討し、歯科技工士の新規養成や離職防止に向けた業務形態の改善等の対策は喫緊の課題である。
- 「歯科技工士の養成・確保に関する検討会」の報告書や厚生労働科学研究の結果等を踏まえ、歯科技工を行う場所やチェアサイドにおける業務（患者に直接接触れることが想定される業務も含む。）を含む歯科技工士の業務等に関する整理を行うとともに、必要な教育の検討を行う必要がある。
- インターネット等を通じた情報の発信・入手が極めて一般的な手法となっている社会情勢等に鑑み、歯科技工の業又は歯科技工所の情報提供のあり方について検討する必要がある。

今後の検討内容について

- 今後、次のような内容を検討していったらどうか。

<歯科技工の業又は歯科技工所の広告及び情報提供のあり方>

- 歯科技工士法第26条（広告の制限）に係る広告及び現状をふまえた運用の考え方について

<歯科技工を行う場所>

- 在宅歯科医療における有床義歯の修理等、歯科医師に帯同し歯科医療機関・歯科技工所以外の場所で歯科技工を行う場合の考え方について

<歯科技工士の業務>

- より良い歯科補てつ物等を作成し、歯科医療の質の向上につなげるために必要な歯科技工士の業務について（現行法令において歯科技工士が実施可能な業務内容の明確化を含む）

<教育内容等>

- 歯科技工士の業務内容に応じた教育内容・修業年限等について

<歯科技工士の需給、人材確保対策、歯科技工の業務のありかた>

- 歯科医療や歯科技工技術等の変化を踏まえた歯科技工士の需給について
- 歯科技工士の確保策（新規養成、離職防止、復職支援等）について
- 歯科技工の業務形態等の改善について

今後の歯科技工士の業務のあり方等に関する検討スケジュール（案）

	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
歯科技工士	<p>歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報提供のあり方 (広告の運用見直し) ○ 歯科技工を行う場所 ○ 歯科技工士の業務 ○ 教育内容 等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 歯科技工士の需給 ○ 人材確保対策 ○ 歯科技工の業務のあり方 等 			